第2次南城市総合計画

海と
緑と
光あふれる
南城市へ

平成 30 年 3 月
沖縄県南城市

市章

南城市の「N」の文字を図案化したもので、
緑色は豊かな自然を、青色は豊饒の海を、
赤色は太陽をイメージし、合併により未来に向
かって躍進する元気な市民を表現しています。
（平成18年11月1日制定）

市民憲章

一、私たちは、海と緑の豊かな自然を守り、美しい環境のまちをつくります。
一、私たちは、郷土の歴史と伝統に誇りをもち、文化のまちをつくります。
一、私たちは、お年寄りを敬い、子どもの夢を育て、だれもが生きがいをもてるまちをつくります。
一、私たちは、スポーツに親しみ、明るい健康なまちをつくります。
一、私たちは、互いに助け合い、温もりのあるまちをつくります。（平成19年3月1日制定）

南城市歌

作詞　知念 仁照
作曲　普久原 恒男

一・太平洋の　彼方から
昇る朝日を　仰ぎつつ
ニライカナイの　神の地に
島建て神が　降り立ちぬ
世界に誇る　美ら島の
ああ秀麗の　南城市

二・歴史文化を　偲ぶには
四郷の面影　今ここに
城と湧水の　豊かさも
黄金波打つ　美ら海の
心を結ぶ　人の脈
ああ繁栄の　南城市

三・登る坂道　希望持ち
共に築かん　理想の郷
明日の栄光　自治の礎
久遠の平和　光る街
輝く未来　美ら宿道を
ああ躍進の　南城市

南城音頭

作詞　東恩納 盛雄
作曲　普久原 恒男

一・東四間切　朝日がのぼり
広がる海に　夢が咲く
みどり　太陽　花咲くまちは
心と心　つなぐまち
ここは南城　海の郷
＊ユイヤナー ハイヤナー
しんかうち揃てい
歌い踊らな　南城音頭

二・城ロードに　歴史をたずね
住みよいまちに　笑顔咲く
昔なつかし　石畳道
今と昔を　つなぐ道
ここは南城　風の郷
＊囃子

三・湧き出る水に　希望もあふれ
恵みの大地　情咲く
心ゆたかに　息吹もつよく
夢を植えよう　このまちに
ここは南城　水の郷
＊囃子

四・のびゆく街に　緑も映えて
平和なまちに　愛も咲く
大きな夢は　未来へつづく
幸せ招く　神話の地
ここは南城　神の郷
＊囃子

南城市のシンボル

南城市の花
ハイビスカス

南城市の木
リュウキュウコクタン

南城市の花木
クチナシ

南城市の魚
ミーバイ（ハタ）

南城市の貝
サザエ
（チョウセンサザエ）

NANJO CITY

ロゴマーク

南城市のハートの地形をハイビスカスの花びらで表現。花粉は4つの地域、花芯は久高島を表し、それぞれが朝陽の昇る東へ向くことで、ハイビスカスのように華やかで力強く、心温かで光り輝く南城市の未来を表現しています。

キャラクター なんじぃ

南城市の地形「ハート」のおひげのなんじぃ。いつも私たちのそばに寄り添って、心の支えとなっているおじぃちゃんです。様々な年齢層の人々が、それぞれの役割を果たし、世代間が交流して豊かな街づくりを推進していく、そんな象徴となるキャラクターです。

第2次南城市総合計画策定にあたって

南城市長　瑞慶覧長敏

南城市では、2008（平成20）年度から2017（平成29）年度までの10年間、「海と緑と光あふれる南城市」を将来像に掲げた第1次南城市総合計画のもと、まちづくりを進めてまいりました。この間、本市は人口の増加や各産業の活性化等により、着実に発展してきました。

一方、我が国における社会経済情勢は速度を増し、大きく変化しています。人口減少や少子高齢化の急速な進行、公共施設をはじめとする社会インフラの老朽化、さらには、東日本大震災や熊本地震をはじめとした自然災害の発生など、さまざまな課題に直面しています。今後は、社会のグローバル化、ICT（情報通信技術）やAI（人工知能）が一層進展し、産業や雇用の環境は大きく変化すると想定されています。

こうした情勢を踏まえるとともに、「南城ちゃーGANJU CITY創生戦略」に掲げた方針や市民ニーズ等を的確に捉えつつ、本市の持続的な発展を目指すため、長期的な視点に立ったまちづくりのビジョンである「第2次南城市総合計画」を策定いたしました。

本計画は、2018（平成30）年度からの10年間を計画期間とし、「ムラヤーを主体とした、自然と文化を継承する福寿のまちづくり」という指針と、本市の将来像「海と緑と光あふれる南城市」を掲げております。

指針の示すとおり、まちづくりの主役は市民である皆さまです。これからの取り組みにあたっては、効率的で効果的な行政運営に努めるとともに、山積する課題に対して、行政だけで決めるのではなく、積極的な情報公開を行い、市民と共に創り上げる協働によるまちづくりを強化、推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたってアンケートやワークショップ等によりご意見やご提言をいただきました市民の皆さまをはじめ、策定にご尽力いただいた総合計画審議会委員の皆さま、関係各位に対して、心より感謝申しあげます。

目次

第1章　基本構想

Ⅰ　総合計画の策定にあたって
1．計画策定の趣旨 5
2．計画の概要 6

Ⅱ　南城市の概況
1．南城市のプロフィール 8
2．人口 11
3．産業 14
4．雇用 18
5．行財政 21

Ⅲ　まちづくりに向けた主な課題 22

Ⅳ　基本構想
1．将来都市像 26
2．土地利用構想 28
3．まちづくりの5つの柱 34

第2章　基本計画

Ⅰ　基本計画の概要
1．基本計画の位置づけ 41

Ⅱ　政策の体系
1．政策・施策体系 43
2．施策の内容 43

基本方針1　ひとが育つ
基本施策① 乳幼児の成長 44
基本施策② 児童・生徒・学生の成長 46
基本施策③ おとなの成長 50
基本施策④ 地域と組織の成長 52

基本方針2　ひとが活きる
基本施策① 市民の参画 54
基本施策② コミュニティーの充実 56
基本施策③ 平等な社会の実現 58

基本方針3　くらしの質が高まる
基本施策① 安心と安全 60
基本施策② 環境の整備と保全 62
基本施策③ くらしの充実と豊かさ 64
基本施策④ 歴史文化と芸術活動 66

基本方針4　地域が元気になる
基本施策① 一次産業の振興 68
基本施策② 観光の振興 70
基本施策③ その他商工業の振興 72

基本方針5　まちが整う
基本施策① 道路の整備 74
基本施策② 公共施設の整備 76
基本施策③ 生活インフラの整備 78
基本施策④ 情報政策基盤の整備 80

Ⅲ　行財政改革
1．効率的な行政運営の推進 82
2．柔軟で効率的な行政組織の構築 83
3．職員の意識改革と人材育成 83

資料編 84

第１章　基本構想

１ 総合計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

総合計画は、南城市の長期的・総合的な展望に立った市政運営の基本構想であり、市のあらゆる計画の最上位に位置づく計画です。

2006（平成18）年1月1日に合併した本市は、2008（平成20）年に策定した「第1次南城市総合計画」（計画期間：2008年度から2017年度まで）に基づき、「海と緑と光あふれる南城市」を将来像に掲げ、市民が誇りと一体感を感じられるまちづくりを積極的に進めてきました。

現在、我が国は本格的な人口減少社会にあります。そのような中、本市は、これまでに進めてきたまちづくりの成果もあり、着実に人口が増えてきていますが、今後は減少傾向に転ずることが予想されています。来たる人口減少に備え、2016（平成28）年2月に「南城ちゃーGANJU CITY創生戦略」を策定し、南城市らしさにあふれる将来のまちづくり実現に向けた取り組みを進めています。

これまでのまちづくりの成果を活かすとともに、「南城ちゃーGANJU CITY創生戦略」の内容を踏まえ、今後のまちづくりの指針として、「第2次南城市総合計画」を策定します。

第２次総合計画の構成

2. 計画の概要

(1) 計画の構成

第2次南城市総合計画は、目指すべき目標とその実現に向けた推進すべき主要な施策や事業などを分かりやすく示すため、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層で構成されています。

「基本構想」では、本市の描く理想の将来像やその基本となる考え方などが定められています。本市の現状、取り巻く社会環境などを考慮しつつ、本市の進む方向性を示す内容となっています。

「基本計画」は、理想の将来像を実現するために、多岐にわたる取り組みを整理したものです。この基本計画で示された取り組みは、優先度や実効性などを考慮しながら「実施計画」に落とし込まれ、具体的に実行に移されます。

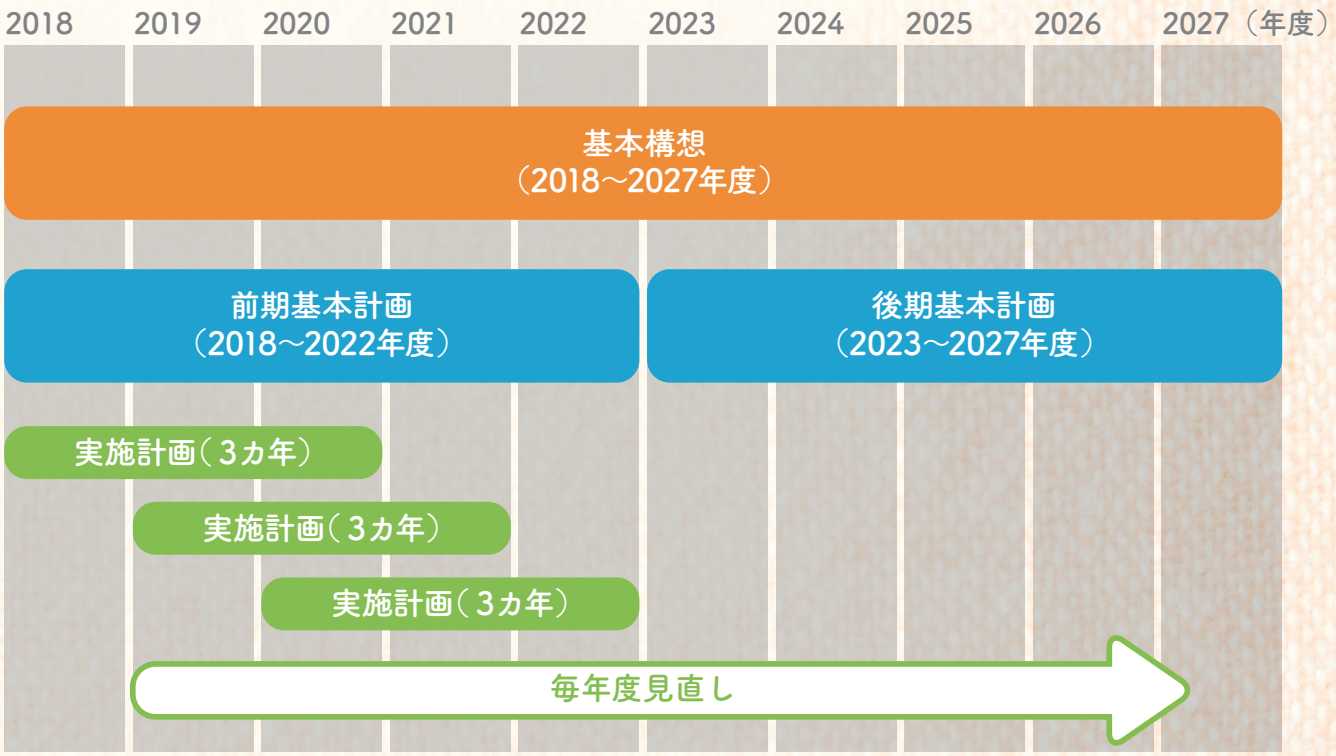

第２次南城市総合計画の計画期間

（２）計画の期間

第2次南城市総合計画の対象期間は、2018（平成30）～2027年度の10年間とします。

基本計画は、前期基本計画と後期基本計画に分かれ、今回策定した第2次総合計画では、前半の2018（平成30）～2022年度の5年間を対象期間とする前期基本計画を定めています。また、実施計画は3カ年で毎年度点検・見直しを行います。

（３）目標人口

南城市総合計画の目標とする人口は、本市の人口ビジョンに基づき、2027年度において、4万8,000人を設定します。

II 南城市の概況

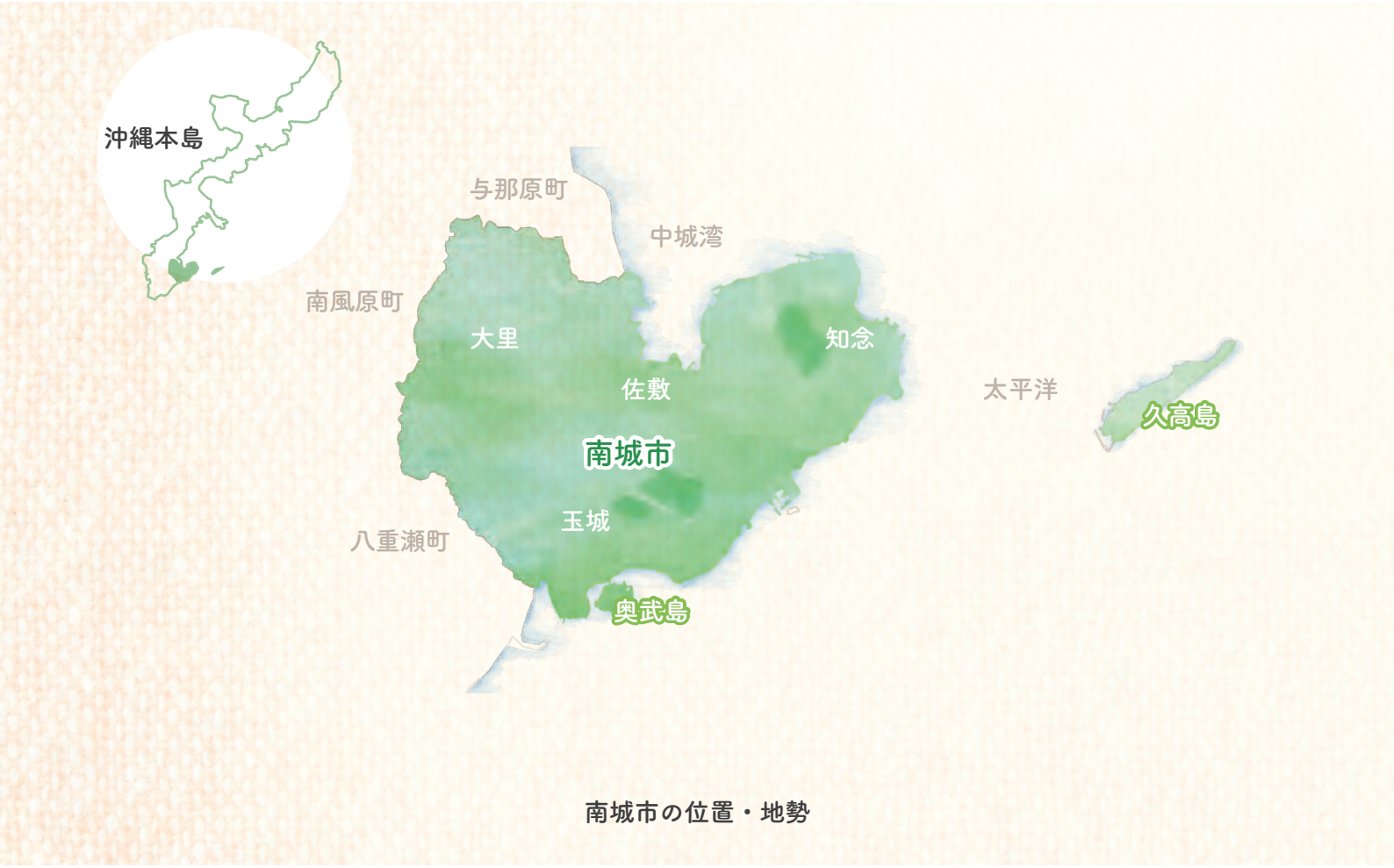

南城市の位置・地勢

1．南城市のプロフィール

（1）位置・地勢

本市は、沖縄本島南部の東海岸、県都那覇市から南東へ約12㎞に位置し、静穏な中城湾と太平洋に面しています。東西18㎞、南北8㎞の広がりを持ち、面積は49.94㎢で、北は与那原町、西は南風原町、八重瀬町に接しています。

本市の西側を除く三方は海岸線に接しています。東部では海岸沿いの平地に、南部では海岸側の台地に、それぞれ集落が形成されています。東部および南部の海岸部の後方から西部地域にかけては、なだらかな傾斜地の中に耕地が点在している部分と比較的急峻な断崖が連なっている部分があります。それらの頂上は、比較的広い台地で、ゴルフ場などの施設があるほか、原野、耕地が広がっています。頂上から北部へは、豊かな緑に覆われた丘陵地が海岸部にかけて広がっており、南城市の特徴的な地域景観を形成しています。北部の丘陵地から海岸部および西部にかけては比較的平坦な地形が広がり、市街地や集落が形成されています。

離島である久高島は、隆起サンゴ礁で平坦な地形をなし、島の南西端に集落があります。

太平洋側から西をみた南城市

（２）気候・自然

気候は、黒潮の影響を強く受ける亜熱帯海洋性気候となっており、高温・多湿で年間降水量が多くなっています。特に、梅雨期（5月中旬から6月下旬）、台風期（7月から10月）に降水量が多くなっています。

本市を囲む海は、自然のままの珊瑚礁を残す貴重な存在で、景観的にも優れています。特に、奥武島から久高島にかけて広がるイノー（礁池：サンゴ礁に囲まれた浅い海）は、波静かで、太陽の光で色を変化させるなど、美しい景観を創出しています。

また、比較的平坦とされる沖縄本島中南部に属しながらも、本市の地形は、琉球石灰岩の地層特性が強く現れ、高低差の大きさを感じさせます。丘陵地や、ハンタ（比較的急峻な断崖）が連なる急斜面は、豊かな森林に覆われています。

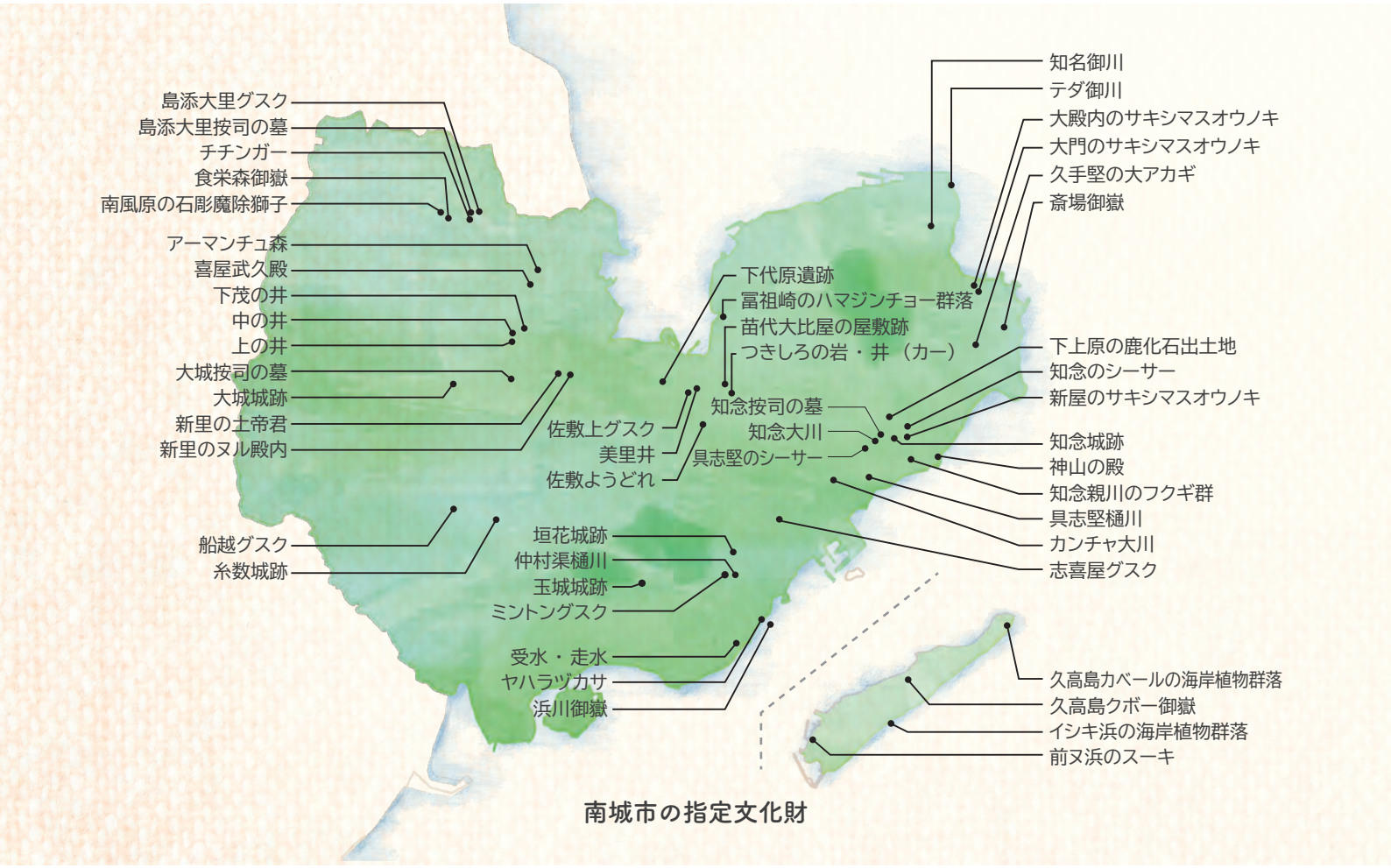

南城市の指定文化財

（3）歴史・文化

本市は、天より降り立ったアマミキヨが国をひらいた神話や穀物が伝えられた神話の舞台であり、グスク時代のはじめ頃にはすでに有力な地域であったと考えられています。やがて按司という地方勢力を多く輩出し、按司の居城だったグスクが発達していきました。

これらの按司の中から、のちに尚巴志という英雄が生まれ、各地の按司を従えて、三山に分かれていた琉球の統一を成し遂げます。尚巴志の偉業によって誕生した琉球王国は、徐々に国家としての体裁を整え、国王とそのオナリ神である聞得大君がそれぞれ政治と宗教の頂点に位置する集権体制をつくりあげていきました。斎場御嶽や久高島などの聖地は、このような国家体制に権威を与え、霊的に保護するための国家儀礼が行われた場所でした。

現在、市内ではグスク時代の遺跡が79カ所報告されています。そのうち36カ所がグスクで、他の43カ所は当時の集落跡などです。本市の総面積（49.94㎢）を考慮すると、0.63㎢あたり1カ所という割合でグスク時代の遺跡があるということになり、本市の歴史の繁栄を物語っています。

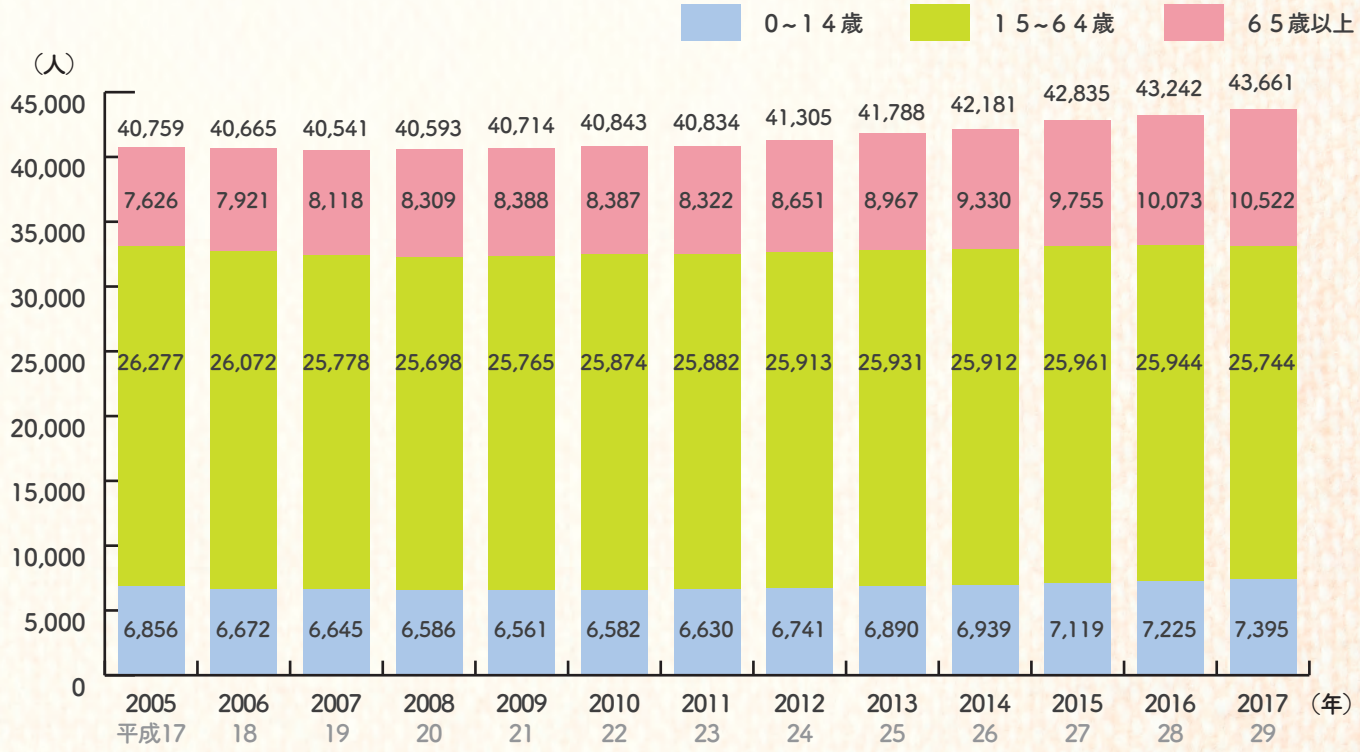

南城市の年齢３区分別人口（各年12月31日時点）　出典：市民課住民基本台帳

２．人口

（１）人口

合併直後、人口は減少傾向にありましたが、2010（平成22）年8月の都市計画の見直し後、状況は大きく変化しました。都市計画見直しの影響により、2年後の2012（平成24）年から人口が増加に転じ、年を追うごとに人口が増えています。

また、人口構成をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の増加率に比べ、高齢者人口（65歳以上）の増加率が高くなっています。

なお、2008（平成20）～2012（平成24）年の5年間平均の合計特殊出生率（2008～2012年の期間出生率）は1.69で、沖縄県の平均（1.86）や周辺市町の数値を大きく下回っている状況にあります。人口を維持するのに必要な合計特殊出生率は2.07とされています。本市でも子どもの数は着実に増えているものの緩やかに高齢化が進展している状況です。

（２）地域別人口

人口の増減は地域によって異なってきます。玉城地域や佐敷地域、大里地域の人口は増加していますが、知念地域ではこの10年で1割以上も人口が減少しました。

なお、2013（平成25）年につきしろ区（佐敷地域）が誕生しました。これにより知念・玉城地域の人口の一部がつきしろ区に編入されています。

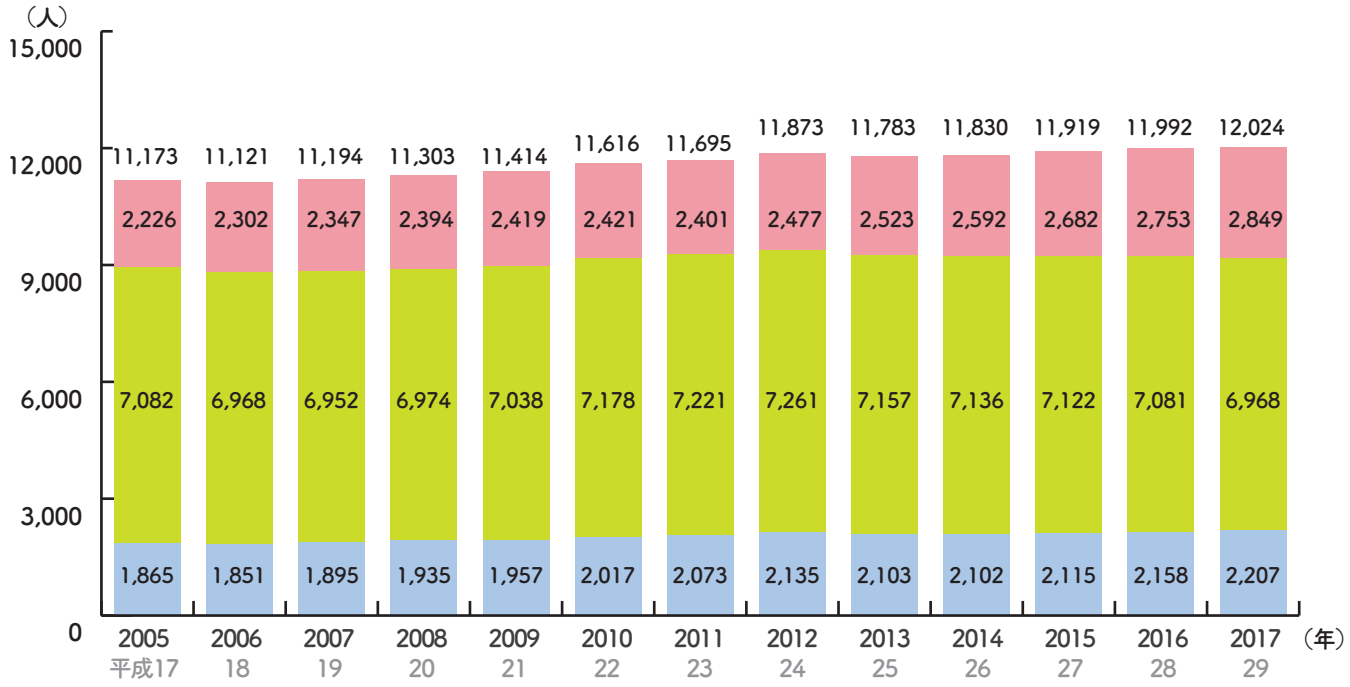

玉城地域の人口推移

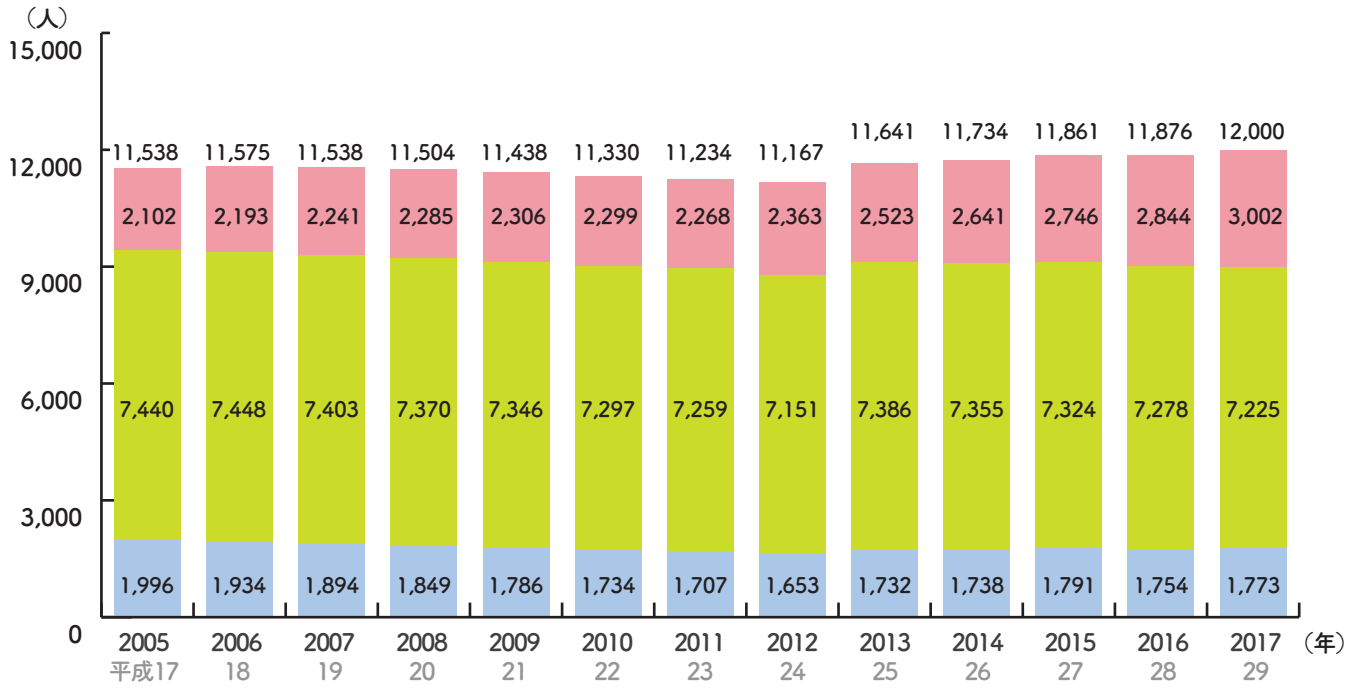

佐敷地域の人口推移

出典：市民課住民基本台帳

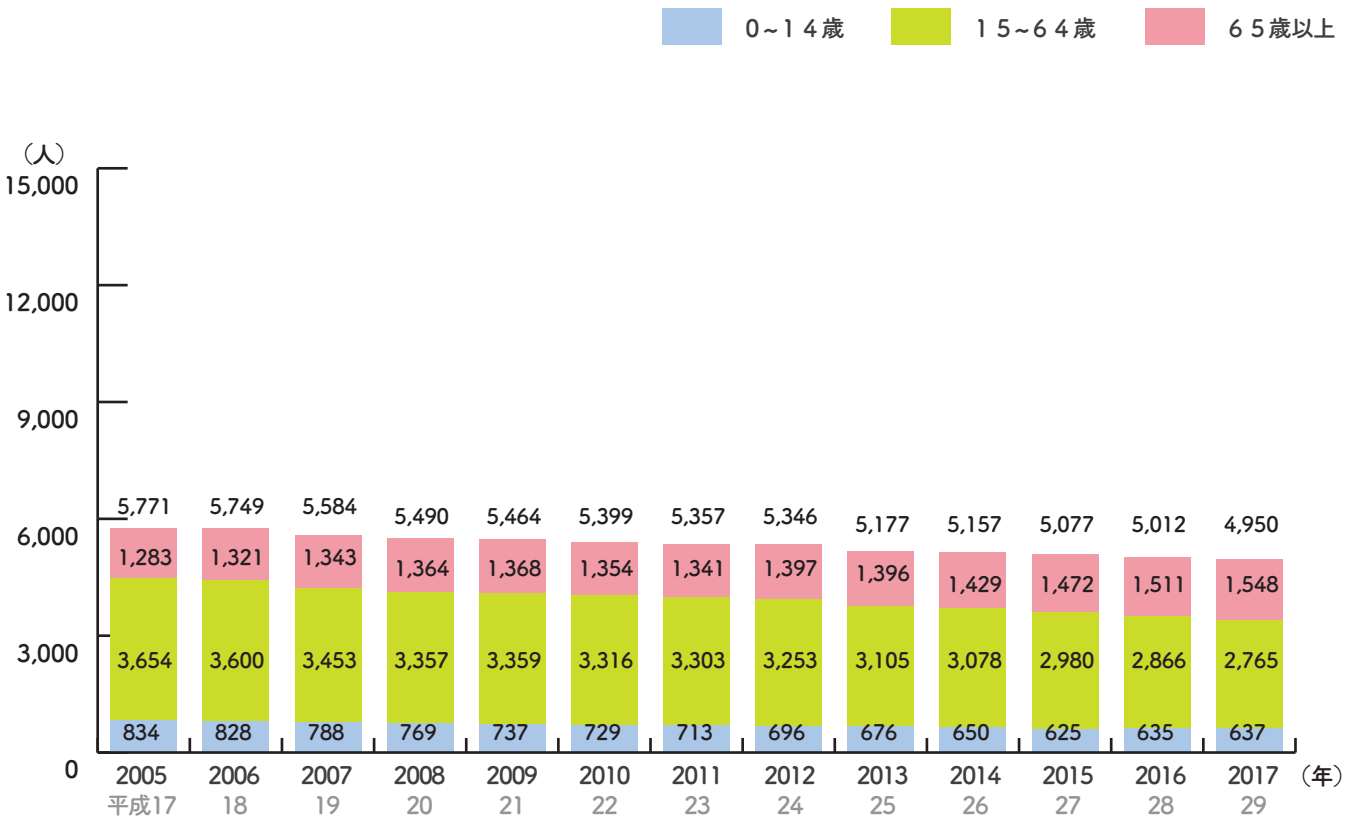

知念地域の人口推移

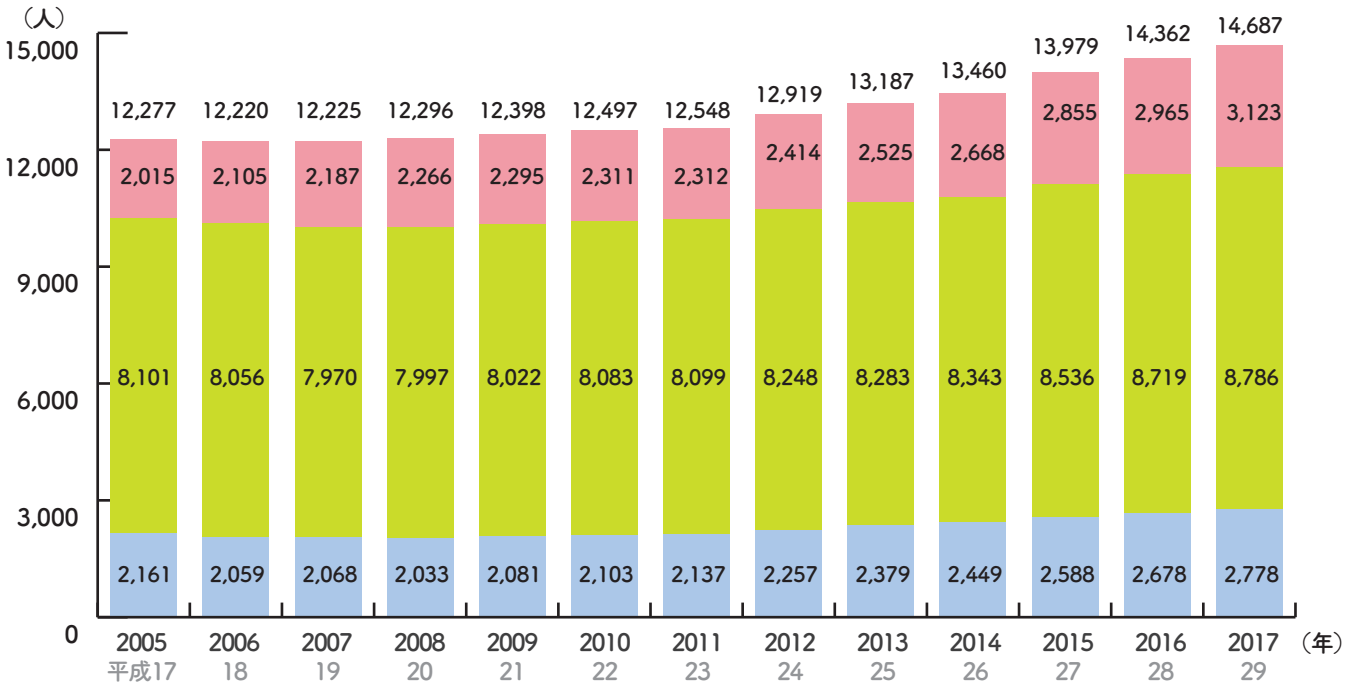

大里地域の人口推移

2．産業

（1）農業

農業は本市の基幹産業で、農業産出額は県内でも屈指の水準となっています。その中でも野菜の栽培が盛んで、さやいんげんやオクラ、ゴーヤーなどが主要な作物です。また畜産業では生乳や鶏卵、豚肉が多く生産されており、農業産出額の大半を占めている状況です。このほか、肉用牛や果樹、花きの生産も行われています。

なお、農業就業者の減少・高齢化、後継者不足などにより耕地面積は減少傾向にあります。

モズク養殖

海ぶどう

イカ漁

一般参加のセリ市

（２）水産業

市の水産業は、知念漁業協同組合においては、海野漁港、久高漁港、志喜屋漁港、奥武漁港を拠点にモズク養殖、はえ縄、刺し網、定置網、1本釣り、イカ釣り漁業が行われており、特にモズク養殖業は県内有数の生産量を誇ります。また、佐敷中城漁業協同組合に属する佐敷地域の漁業者においては、ソデイカやマグロ漁が盛んに行われています。

近年では、地域振興に向けた取り組みとして「ウミンチュとれとれ朝市」が知念漁業協同組合のセリ市場で開催され、市内外のみならず、観光客にも人気を博しています。

また、奥武島体験交流施設「奥武島いまいゆ市場」では、新鮮な魚介類や海ぶどうなどが販売され、水産物の販路拡大の拠点となっています。

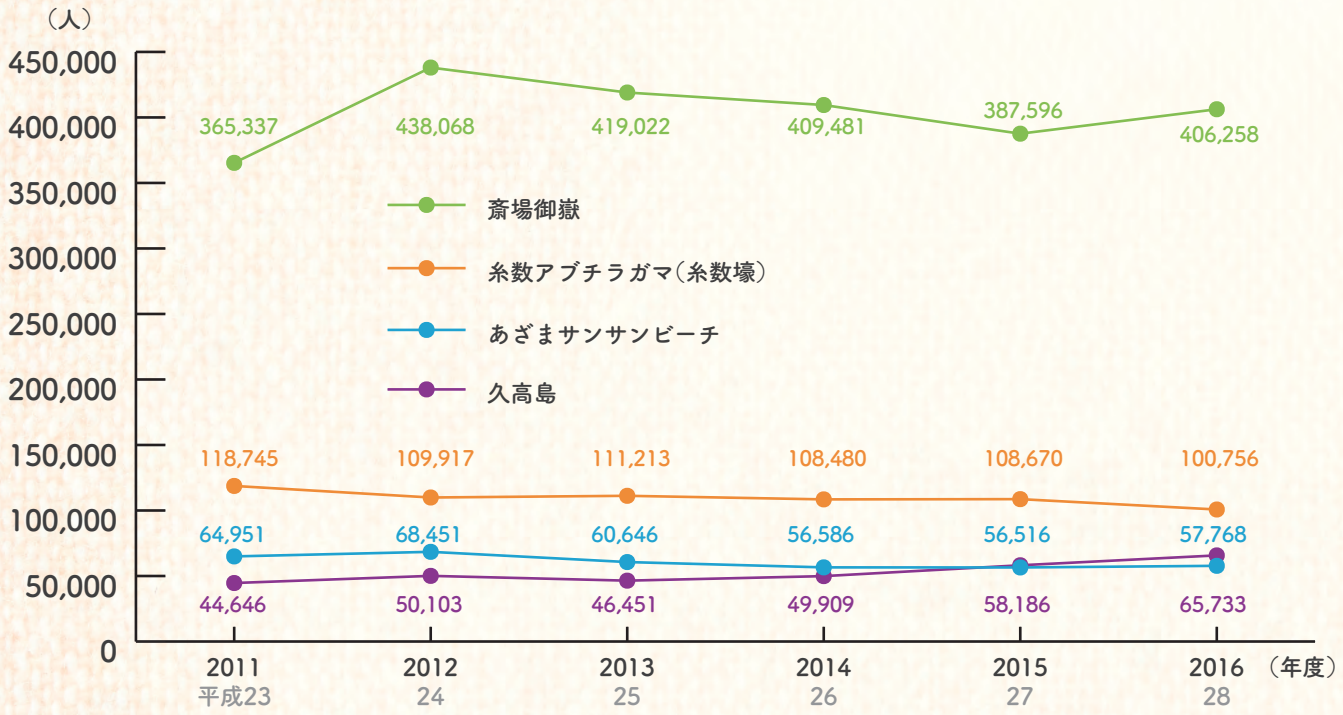

市内観光地の入場者数推移

（３）観光

沖縄県への入域観光客数が好調に推移するなか、本市を訪れる観光客も増加傾向にあります。市内には、世界遺産である斎場御嶽や久高島、城跡、おきなわワールド文化王国・玉泉洞など、多くの観光スポットがあります。また、海岸線には、海を眺望できるカフェが点在し、観光やドライブ中の休憩などに利用されています。

近年は、修学旅行での民泊体験、プロサッカーキャンプの受入れ、民家やムラヤーでの夕食・芸能体験、歴史・文化を体感するまちまーいなどの大人を対象としたメニュー、聖地や豊かな自然を活かしたウエルネスツーリズムなど、「モノ」から「コト」（※）への観光ニーズの変化に対応する体験・交流型の観光メニューが増えつつあります。

※「モノ」から「コト」：商品やサービスを購入したことで得られる体験に価値を見出す消費傾向。

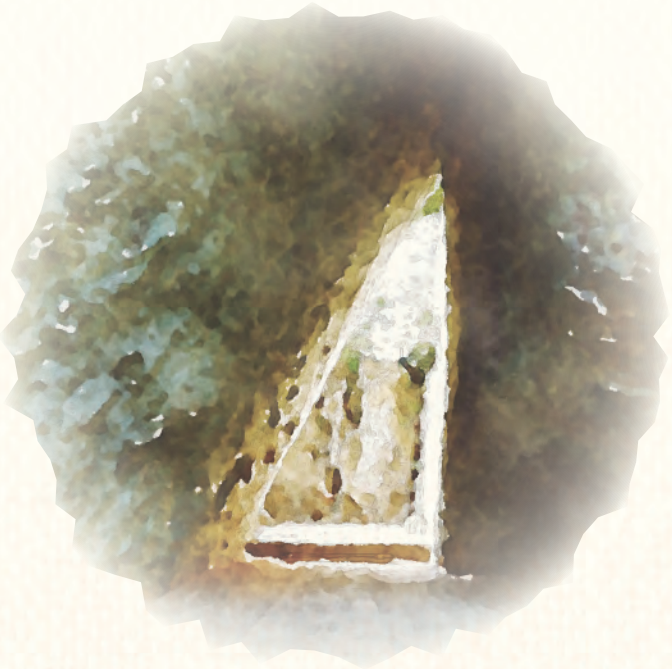

世界遺産・斎場御嶽

地元住民が集落を案内するまちまーい

（４）その他商工業

本市の小売業、卸売業の事業所数は、ここ数年は減少していますが、1事業所あたりの従業者数は増加し、売上販売額も増加している状況です。事業所あたりの従業者数が増加していることや、売上が好調に推移していることは、市内に大型商業施設が立地したことなどが影響していると考えられます。

工業では、市内の事業所数・従業者数とも安定して推移しています。特に食品製造業が盛んで、製造品出荷額の約半分を占めており、訪れる観光客の増加も寄与していると考えられます。また、窯業（ようぎょう）や金属製品製造業も主要な産業となっています。

このような中、南城市商工会の活動も活発化しています。市内事業者における商工会加入率は非常に高い水準となっており、サービス業や建設業、小売業の割合が多くなっています。また、商工会への加入事業者も増加傾向にあり、特に飲食店・宿泊業、製造業の増加が顕著です。

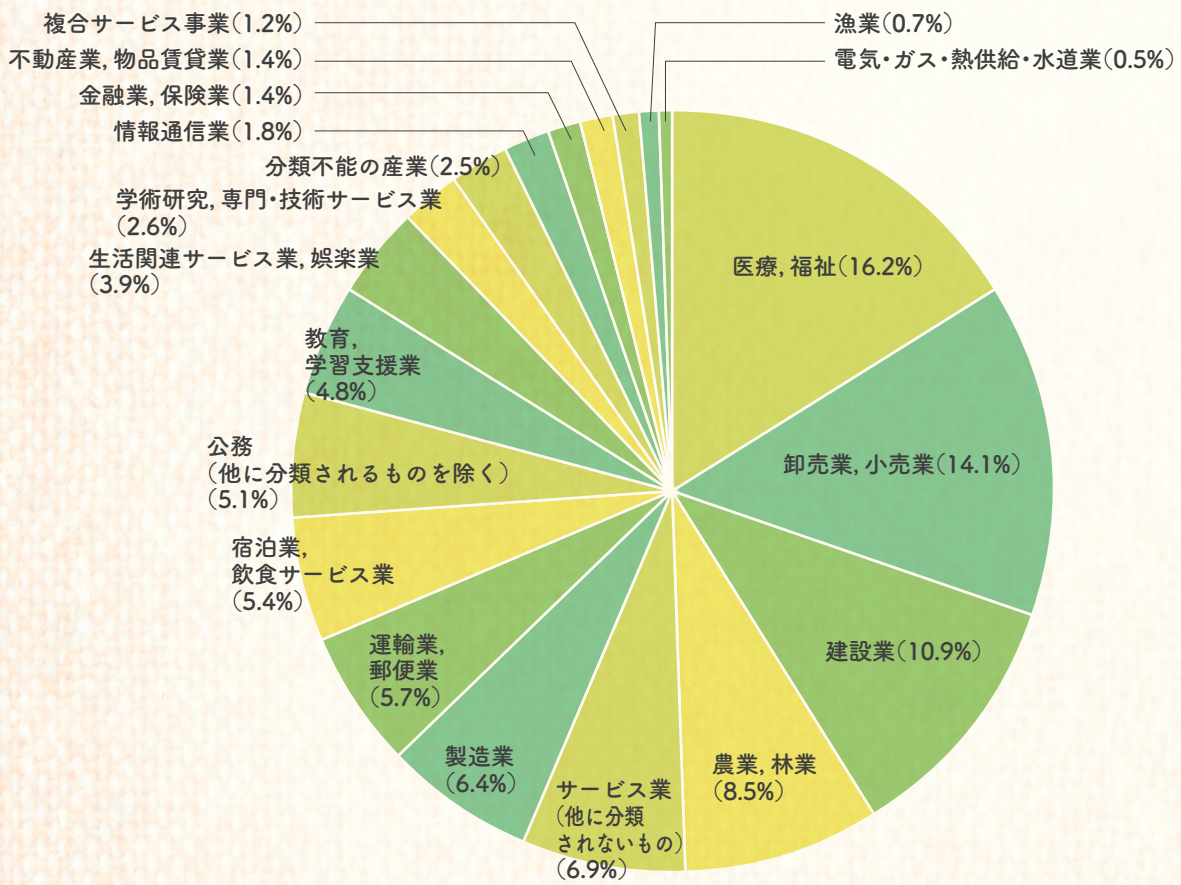

市民が就業する産業（2015年）　出典：国勢調査

4．雇用

（1）労働力の状況

国勢調査によると、2015（平成27）年、本市には15歳以上の市民がおよそ3万5,000人います。このうち、およそ1万8,500人が就業者（働いている人）で、1,300人が完全失業者（仕事を探している人）です。就業者と完全失業者の合計は労働力人口といいます。現在の本市の労働力率（15歳以上人口における労働力人口の割合）は58.6%となっており、県の平均である61.2%より若干低い状況となっています。

また、現在の本市の完全失業率（労働力人口に占める完全失業者数）は6.5%となっています。県の平均である6.3%より若干高い状況です。

（2）市民の働く産業

上のグラフは、南城市民がどのような産業で働いているかというデータです。就業者が最も多いのは「医療、福祉」となっています。次いで、「卸売業、小売業」、「建設業」、「農業、林業」と続きます。

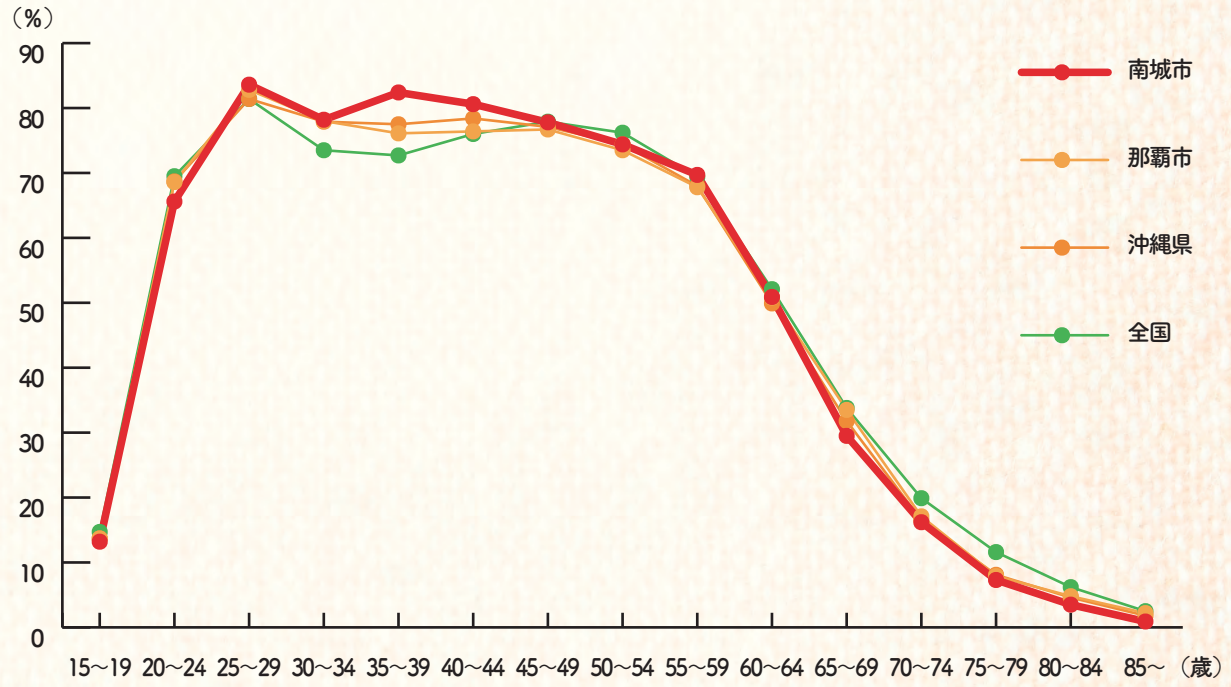

女性の年齢階級別労働力率（2015年）　出典：国勢調査

（３）女性や高齢者の労働参加

2015（平成27）年の本市の女性の労働力率は67.7%となっており、国や県の水準よりも高くなっています。

市雇用サポートセンターに訪れる求職者数、採用者数ともに年々増加している中で、特に女性の求職者が男性に比べ多くなっており、同様の結果を示しています。

一般的に女性の労働力率は、結婚や子育ての関係から30～39歳にかけて減少し、その後回復していくという傾向があります。本市でも同様に30～34歳でいったん労働力率が低下していますが、35～39歳では全国や県平均に比べ多くの女性が仕事に復帰しています。

このほか、65歳以上人口の労働力率は19.3%となっており、県平均の20.3%を若干下回っています。本市では、2008（平成20）年に南城市シルバー人材センターを設立し、これまでに培ってきた経験や技能を活かし、社会貢献、生きがいづくり、地域活性化等に寄与しています。

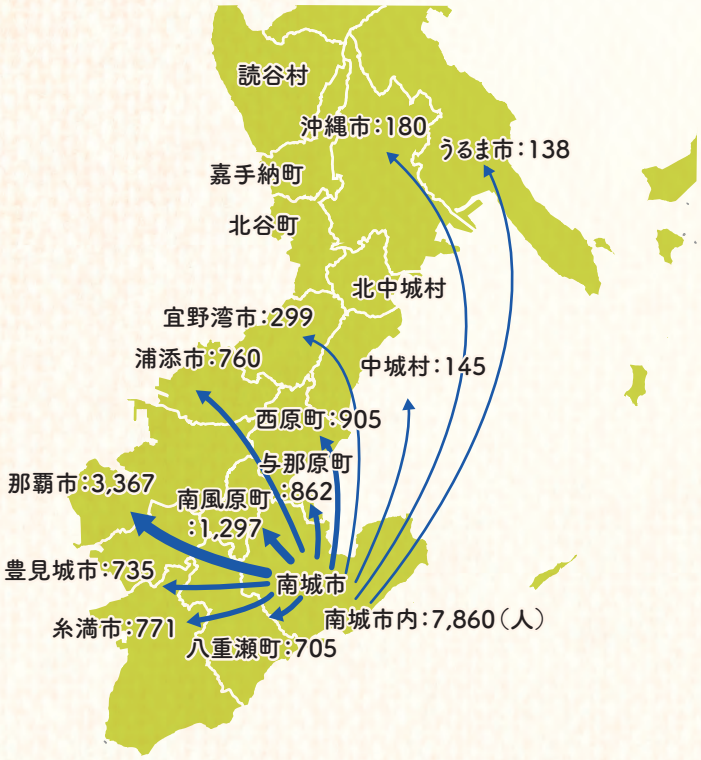

南城市内居住者の通勤先(2015年)　出典:国勢調査

(4) 市外への通勤状況

南城市民の就業者の半数以上は市外に出て働いています。市内で働く人も増えていますが、それ以上に、市外で働く人が増えている状況にあります。

2015(平成27)年時点、市民の就業者はおよそ1万8,500人となっています。市内で働いているのは7,860人となっており、残りの1万人余りは市外で働いています。市外の通勤先では那覇市が最も多く、次いで南風原町となっています。

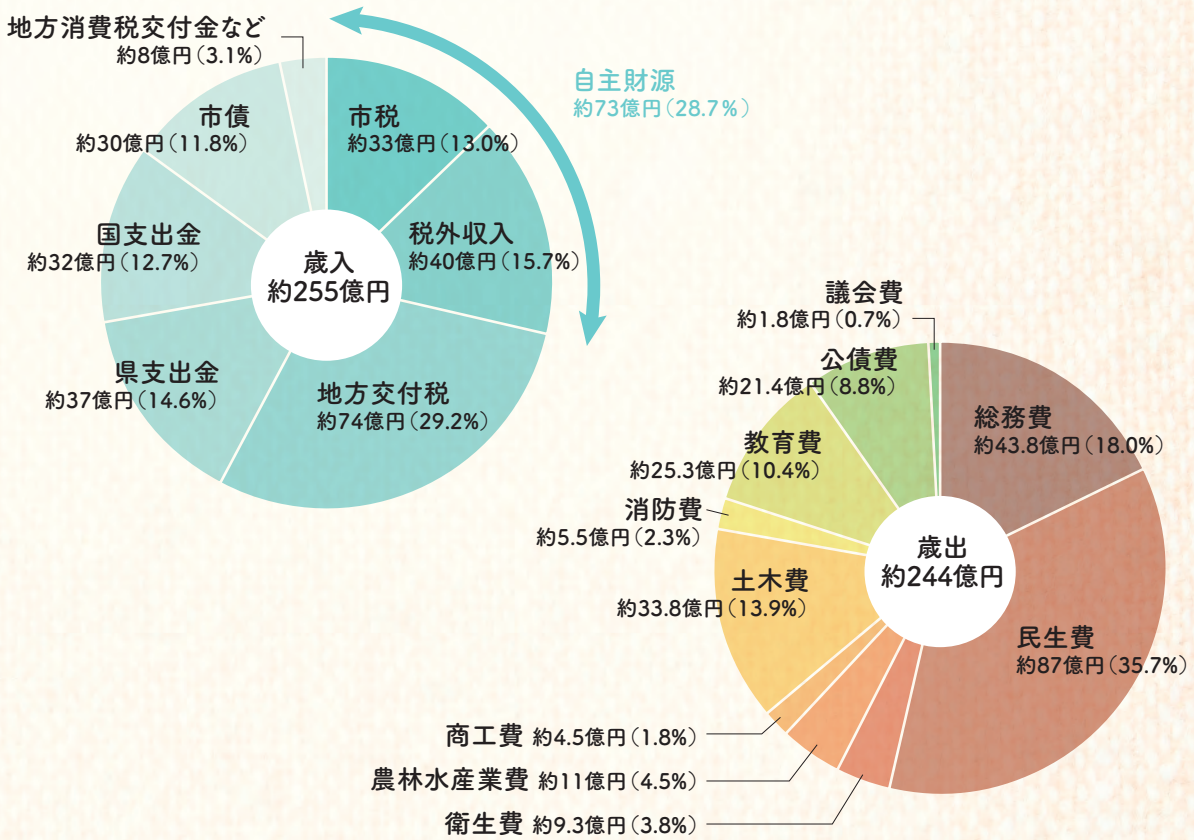

一般会計歳入歳出予算の状況（2016年度） 出典：財政課

5．行財政

（1）行財政

本市は、歳入の多くを地方交付税などの依存財源に頼っています。合併特例期間の終了により、2016（平成28）年度から地方交付税が段階的に削減され、財源不足が予想されるため、今後は、健全な行財政運営に向けて類似施設の統廃合と再編、未利用財産の売却・賃借等、新たな財源を確保することが必要になります。

今後、少子高齢化に伴う子育て支援・福祉・介護分野における行政需要の増大、公共施設の統廃合・老朽化対策など地域課題に対応するため歳出増が見込まれます。

将来にわたり持続可能な行政経営を堅持するためには、将来を見据え選択と集中のもと、さらなる行財政改革に取り組み、財源の確保や予算の重点化を推進する必要があります。

本市は、一部事務組合などにより、廃棄物処理、斎場建設などの事業や事務の広域連携を進め、一定の成果を挙げています。しかし、今後は高齢化社会の到来、人口減少等による新たな行政需要や課題等が予想されます。行政需要、課題解決を効率的に進めるため、近隣市町村等との連携、協力体制を構築する必要があります。

Ⅲ まちづくりに向けた主な課題

社会経済動向の変化、ライフスタイルの変化に伴う市民ニーズの広がりなどを十分に踏まえつつ、先人達が受け継いできた文化や自然の恵みのもと地域の人々が互いに支え合い、異世代がともに笑顔で暮らし、市民一人ひとりが誇りと愛着を持てる地域を創造するとともに、誰もが快適に暮らせる人に優しいまちづくりに取り組む必要があります。

（1）未来を担う人づくりの推進

現代社会は、情報化・グローバル化が進み個人の生き方や価値観も変化しており、人口減少、少子高齢化などさまざまな課題を抱えています。子どもから大人まで、さまざまな変化に柔軟に対応できる力を一人ひとりが身につけることが、地域課題の解決や地域コミュニティーの活性化に繋がっていきます。

子どもを安心して産み育てることができ、家族みんなで子育てを分かち合い、さらには地域コミュニティーでの見守り支え合いが出来る環境を充実するとともに、子どもが健やかに育ち、より良い生活習慣を身につけ、心身ともに成長できる環境の充実に努める必要があります。

これからの本市の学校教育において、子どもたちが変化の激しい時代を生き抜く力を身につけられるような、学習環境の充実に努める必要があります。情報化の進展により、現代社会には多くの情報が溢れています。学校教育においても、さまざまな情報手段を活用するために必要な情報活用能力を体系的に育むことが重要になっています。グローバル化の進展への対応としては、国際共通語である英語力の向上などに初等教育の段階から注力し、国際性を育むことも重要です。

住みよい地域をつくり、自立的な地域コミュニティーを醸成するには、地域を担う人づくりと組織づくりが重要です。年齢にかかわらず、それぞれのやり方で地域コミュニティーに参加できる環境の実現に努める必要があります。

（２）協働によるまちづくりの推進

現代のまちづくりには、行政と市民、民間企業などが連携して進めていく姿勢が求められています。多くの地域で、自分たちのまちは自分たちでつくっていこうとする動きが出てきており、まちづくりに対する意識が高まっています。また、行政を主体とした地域課題解決の仕組みよりも、市民が相互に、あるいは市民と行政が協力して取り組む新たな仕組みを作り、互いの役割を認識しながら進めていくことが効果的です。

このような考えのもと、本市においても世代や男女の分け隔てなく、さまざまな市民が相互に連携し、地域住民の満足度を高めるまちづくりを進める必要があります。

本市における地域づくりの主体は、さまざまな個人の集合体であるコミュニティーだと考えられます。本市には大小70の自治会があり、公民館を拠点に伝統行事やスポーツ交流、防災・防犯組織の結成など、多くの取り組みが盛んに行われています。しかし、自治会や青年会への加入率は低下傾向にあり、地域によるばらつきもみられます。地域の活性化を図っていくためにも、このような課題を改善しつつ、若者や本市に移り住んできた方が活躍することができる地域環境の整備に努めていかなければなりません。

（３）安心して健やかに暮らせるまちづくりの推進

日本は、自然的条件から地震、台風、豪雨、土砂災害、津波などによる災害が発生しやすい国土となっています。中長期的な将来においては、大規模な地震や津波の発生も懸念されています。沖縄県は台風の襲来が多く、大雨の際には地滑りも起きやすい地域です。地震や津波の発生なども含めて、大きな自然災害に見舞われる可能性が高いといえます。本市でも、津波の発生時には沿岸の広い範囲が浸水すると予測されています。このような災害の発生に備え、市民や観光客などの安全を確保し、被害を最小限に抑えられるように、環境を整備していく必要があります。

日常の安心・安全についても、犯罪や交通事故など

の不安を軽減するまちづくりが求められています。現在、本市では人口あたりの犯罪発生率、交通事故の発生件数、出火件数などが沖縄県の平均値よりも大幅に低く、県内でも非常に安心・安全の水準が高い地域といえます。しかし、全国的には、スマートフォンやインターネットを悪用した犯罪も増えており、今後も生活環境の複雑化、多様化によって、従来はなかったようなケースも含めてさまざまな問題が発生すると考えられます。新たな犯罪から市民を守っていくためにも、時代の変化に対応した防犯と安全の体制を構築していく必要があります。

市民の健康については、生活習慣病の発症予防、重症化予防が重要です。健康寿命を延ばし、市民一人ひとりが自分らしく充実した暮らしを続けられるように、健康づくりをサポートしていく必要があります。

私たちの社会は、さまざまな個性や特性を持った人々、そしてさまざまな境遇や状況にある人々の集まりです。そうした多様な人々の中には、生活などの面で支援が必要な方もいます。このような特性や状況にある人も安心して暮らせる地域を実現するために、行政だけでなく、市民や地域とも連携した支え合いの体制を作っていくことが求められています。

（4）地域ブランド力の強化

地方分権の進展により、地域間競争も激化しています。本市においても、多くの人々から選ばれる魅力ある自治体であり続けるための取り組みが求められます。そのためにも、自然、歴史・文化などの環境特性を活かした地域ブランディングにより、付加価値の高い産業育成、農水産業を含む多様な市内事業者との連携による市産商品の開発促進および販売強化・企業誘致を視野に入れる必要があります。

市内の産業は、産業間の連携や担い手の不在など、さまざまな課題を抱えています。本市のブランディングを通して、地域としての魅力を高め、産業振興や魅力ある地域づくりを進めていく必要があります。

農業の持続的な発展に向け、認定農業者等担い手の育成や、農業法人化など新規就農者を呼び込みやすい体制づくり、経営感覚に優れた担い手を育成していく必要があります。また、農業の持つ自然循環機能の維持増進を図り、持続的な生産活動を推進するとともに、環境への負荷の軽減を図るため、環境に配慮した農業の取り組みを進める必要があります。

観光の振興には、訪れた人が消費するための仕組みや施設が必要です。市内の豊かな観光資源を活用した観光メニューや市産品の創出、観光関連事業者

間の連携による情報発信や観光人材の育成、受入れ体制の強化など、「おもてなし観光地づくり」を推進する体制を整える必要があります。

雇用の面では、市内の就業者の半数以上が、市外に働きに出ている反面、市内での求人件数が求職者数を上回っている状況が続いています。今後、人口減少時代を迎える中において、雇用の場の創出と人材の確保は、本市の持続的な発展において重要な課題と考えています。求人企業と求職者との人材マッチングの強化など、働きたいと思う市民が働くことができる環境づくりに努め、人材の育成と確保に向けた取り組みを推進していく必要があります。

（５）快適な生活空間の創出

本市は、豊かな自然環境や良好な景観に恵まれた地域です。そうした特長を維持し、これからも市民の生活や産業の基盤として活かしていくために、適切な保全や管理と、節度ある利用を進める必要があります。

本市全体のバランスの良い発展と活性化を実現するために、市民生活における利便性を高め、観光客が来訪しやすい交通網を形成していく必要があります。

市内の道路は地形的な制約から屈曲したものが多く、南北を往来するネットワークが十分ではありません。生活の利便性向上、観光客の誘客、広域的な連携と交流を促進するため、広域幹線道路である南部東道路の早期整備促進と延伸による、高速交通体系の確立が必要となります。

財政的制約が強まる中で、市が所有する各種インフラの老朽化が進みつつあります。利用者の安全確保のためにも定期的な点検や修繕などを続けながら、これからのニーズに合わせた改修も行っていく必要があります。また、多くのインフラは、合併前から各町村が整備を進めてきたという経緯があり、機能が重複した施設が残っています。これらの施設の統廃合を計画的に進めていきます。

生活基盤の一つである公園については、管理や運営への市民の参画や、民間活力を用いた活性化を検討し、良好な状態を維持していく必要があります。

ビジョン「海と緑と光あふれる南城市」

1．将来都市像

（1）ビジョン

南城市のビジョン（将来像）は、第1次南城市総合計画に引き続き「海と緑と光あふれる南城市」としました。このフレーズは合併前の4町村の将来像(※)を元に、「海」「緑」「光」が一体となって発展する都市イメージとして作られたものです。

合併から10年を経たいま、南城市は地域それぞれの特性を残しながら、一つの市として成り立っています。合併当初の初心を忘れないようにという思いも込めて、前計画のビジョンを継承していきたいと考えました。

※「夢・花・風とシュガーホール」（佐敷町）
「海と緑と朝日の里」（知念村）
「グスクと水の里・たまぐすく」（玉城村）
「緑と心豊かなかりゆしの里・大里」（大里村）

ムラヤーを主体とした、自然と文化を継承する福寿のまちづくり

指針「ムラヤーを主体とした、自然と文化を継承する福寿のまちづくり」

（2）指針

本市は、緑や海などの美しい自然と、琉球の歴史や文化のルーツにつながる密接な関係を有しています。これらの財産は私たち市民の誇りであり、今後いつまでも、継承していくべきものです。

自然豊かな田園風景や地域のつながりを大切にする南城市らしいまちづくりは、行政だけではなく、地域住民の思いが反映されていることが重要です。まちづくりの主体として掲げたムラヤー(※)は、公民館を拠点として住みよい地域づくりを行う地域コミュニティー全体を表しています。ムラヤーが主体的にまちづくりに関わっていくことで、地元に対する住民の誇りや愛着、ユイマールの心が反映されていくと考えています。

※ 琉球王国時代に各ムラを管理するために設置された行政機関を、ムラヤーと呼んでいました。本市では、区や自治会の公民館がそのムラヤーに相当する地域づくりの重要な拠点と位置づけ、地域コミュニティーの基本単位として機能しています。

将来都市構造図　出典：南城市都市計画マスタープラン

2．土地利用構想

土地は、市民のための限られた資源であるとともに、市民生活や産業活動などさまざまな活動を支える共通の基盤です。土地利用に当たっては、自然環境や歴史・文化遺産の保全と安全性の確保に努めながら活用を図っていく必要があります。

本市は、新しいまちとして、一体的な都市づくりを行うため、2010（平成22）年8月に都市計画区域再編（南城都市計画区域の新設）を行い、都市づくりを進める土台が確立しました。

都市計画再編に伴う土地利用の変化、那覇空港自動車道に連結する地域高規格道路「南部東道路」の整備、与那原町、西原町での大型MICE施設の整備などにより本市の環境も変わってくると考えられています。

このような状況を踏まえ、総合的かつ計画的な土地利用を図ることにより、元気で魅力あるまちづくりを推進するため、次の5つの土地利用方針を定めます。

（1）まちの財産（たからもの）を守る土地利用
（2）計画的な都市的土地利用
（3）豊かさや安心を支える土地利用
（4）地域特性を活かし、南城市の魅力を発揮する土地利用
（5）ユイマールの体制で考え、実践する土地利用

大里城址公園「ミーグスク」から眺める知念半島

（1）まちの財産（たからもの）を守る土地利用

本市にはハンタ（比較的急峻な断崖）や丘陵地に広がる森林や、イノー（礁池）が広がるサンゴ礁の海などの自然環境に恵まれています。世界遺産「斎場御嶽」や、その他の東御廻り（琉球王朝時代の聖地巡礼）に係る御嶽・グスク、琉球民族発祥の地として崇拝される久高島など多くの歴史・文化遺産が存在し、本市の魅力ともなっています。沖縄らしい恵まれた自然と、沖縄屈指の長い歴史・文化を背景とした独特の風景・景観は、地域への誇りや愛着を高める原動力となり、活気をもたらす大切な財産です。

自然環境との調和や自然景観の維持に留意しながら、豊かな市民生活や活発な産業活動が展開される土地利用を図ります。

地域高規格道路「南部東道路」（佐敷・玉城IC付近）（完成予想図）

（2）計画的な都市的土地利用

2015（平成27）年10月の南城市都市計画マスタープランの改定により「一体的な都市づくりの“その先”」を見据え、市中央部を先導的都市拠点として位置づけています。

現在、知念・佐敷・玉城・大里から南風原町を経由し、那覇空港自動車道と連結する地域高規格道路「南部東道路」の整備が進められています。この南部東道路の佐敷・玉城IC一帯においては、その地理、交通の優位性を活かした先導的都市拠点として、市役所新庁舎等複合施設、公共駐車場など公共施設の集約整備を進めていきます。

佐敷・知念・玉城・大里地域および先導的都市拠点において、それぞれの地域特性に応じた都市活動や日常生活の中心となる拠点を形成し、バランスよく支える都市づくりを進めます。

糸数区の風光明媚な田園風景

（3）豊かさや安心を支える土地利用

緑豊かな農地は、サトウキビ、さやいんげん、ゴーヤー、オクラ、マンゴー、キクなど沖縄県内でも有数な農産物の産地となっています。優良農地の保全、耕作放棄地の農地への再生など豊かな自然の恵みを生み出す農地の保全に努めます。

特定用途制限地域、風致地区など本市の土地利用制度を踏まえ、活力あるまちづくりを進めるために、既存産業の事業展開、新たな起業や企業誘致を促進する土地利用を進めます。

市民の日常的な買い物、公共サービスなどの利便性の向上、超高齢社会へ対応した持続可能なまちづくりを進めるため、道路網と公共交通が適切に役割分担し、市内の地域間や市外とのアクセスに優れた交通ネットワークの構築を進めます。

風水害などの自然災害による被害のリスクが高いとされる区域については、新たな都市的土地利用を抑制し、減災対策を行うなど、安心・安全に暮らせる土地利用を図ります。

あざまサンサンビーチから斎場御嶽の丘を仰ぐ

（４）地域特性を活かし、南城の魅力を発揮する土地利用

市内各地域では、ムラヤー（区・自治会）を核とした集まりや祭事が活発に行われており、それぞれ異なる魅力を持っています。

地域固有のさまざまな資源を保全・活用しながら、地域活性化につながる拠点機能の強化を図りつつ、集落環境の整備や良好な住環境の整備に努めます。

また、ハンタ（比較的急峻な断崖）・丘陵地に広がる森林や、イノー（礁池）が広がるサンゴ礁の海などの恵まれた自然環境や世界遺産「斎場御嶽」に代表される歴史・文化遺産を保全しつつ、本市の魅力を発信し、地域活性化に繋げていきます。

サンゴ礁に浮かぶ久高島は、琉球開闢（かいびゃく）神話でアマミキヨが天から降り最初につくった島といわれ、麦・粟・黍・豆発祥の地とされ、数多くの神話や祭祀・神事が伝わる神の島です。久高島地域については、土地総有制度(※)を尊重し、伝統的集落環境の保全を重視するとともに、聖地（拝所）・集落・農地・森林・海岸等の自然環境と調和のとれる土地利用を図ります。

※ 土地総有制度
島の土地は、国有地・市有地を除いて、全てが久高の総有地（共有地的な発想であるが連名の登記はしない）であり、字民はそれぞれの土地について使用収益の権利はあるが、処分する権限はないという土地制度

懐かしさの残る集落の街並み

（5）ユイマールの体制で考え、実践する土地利用

良好な住環境を支える基礎となる土地利用や、良質な街並みの保全・創出などのさまざまな課題について、行政と市民、事業者、地域、市民団体などが役割を分担し、協働・連携した土地利用を推進します。

恵まれた自然環境や歴史・文化遺産、優良農地が広がる田園風景、昔ながらの風景が残る街並みなどの良好な景観が宅地開発などで損なわれないようにする必要があります。また、自然災害を防ぎ、効率的なまちづくり等を進めるために無秩序・外延的な市街化の広がりを抑え、土地利用を集約化する必要もあります。

無秩序な広告物の表示は、美しい自然景観や街並み、安全で快適な歩行空間を阻害する可能性もあります。このため、屋外広告物の適正な規制や誘導を行っていきます。

3．まちづくりの５つの柱

本市の課題の整理結果に基づき、将来都市像の実現に向けて実施していく方針として下記の5つを定めます。

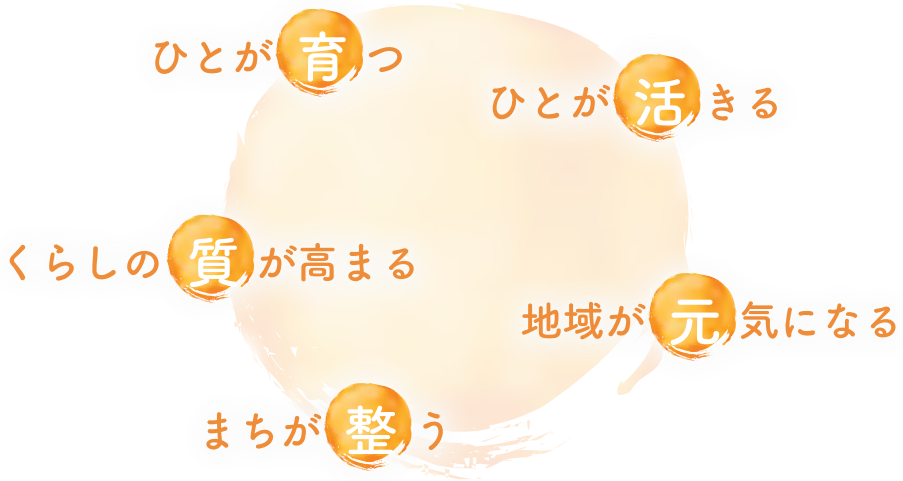

将来像　海と緑と光あふれる南城市

指針　ムラヤーを主体とした、自然と文化を継承する福寿のまちづくり

基本方針	基本施策
ひとが育つ	① 乳幼児の成長
	② 児童・生徒・学生の成長
	③ おとなの成長
	④ 地域と組織の成長
ひとが活きる	① 市民の参画
	② コミュニティーの充実
	③ 平等な社会の実現
くらしの質が高まる	① 安心と安全
	② 環境の整備と保全
	③ くらしの充実と豊かさ
	④ 歴史文化と芸術活動
地域が元気になる	① 一次産業の振興
	② 観光の振興
	③ その他商工業の振興
まちが整う	① 道路の整備
	② 公共施設の整備
	③ 生活インフラの整備
	④ 情報政策基盤の整備

（1）ひとが育つ

すべての市民が人と命を大切にする心をもつ教育、ライフステージに応じた学びによって誰もが生涯、成長できる環境づくり、変化を続ける社会を生き抜く力を普及する取り組みを進めます。

① 乳幼児の成長

乳幼児期は、子どもの人格や知力を形成する最も重要な時期です。幼い子どものいる家庭では、心にゆとりを持ち、喜びを感じながら子育てができることが重要です。このような環境を、さまざまな面から整えます。

② 児童・生徒・学生の成長

修学期は、子どもたちが少しずつ自身の将来を描き、その実現に向けて勉強やスポーツに励む時期です。そうした子どもたちが各人の特性を活かして存分に心身を成長させ、主体的にキャリアを築いていける環境をつくります。

③ おとなの成長

産業や経済を担い、子どもたちを育む立場にある大人にも学ぶ環境は必要です。若手からベテランまで、生涯に渡って学びを積み重ねる機会を豊富に提供し、市民一人ひとりが豊かな人生を築く支援を行い、社会の構成員の層をこれまで以上に厚くしていきます。

④ 地域と組織の成長

本市の地域づくりは、ムラヤー（区・自治会）を中心に進めていく方針です。地域づくりの核となるムラヤーのリーダーやメンバーの育成、本市独自の伝統や文化を継承するための教育を推進します。

（2）ひとが活きる

これからの時代に求められる地域づくりの姿勢として、市民が「自分たちのまちを自分たちでつくる」状況を実現していきます。

① 市民の参画

市民一人ひとりが活き活きと暮らすことが、地域のつながりを大切にする南城市らしいまちづくりにつながります。これからのまちづくりは、市民、区・自治会、ボランティア団体、事業者、市などのさまざまな主体が協力して取り組む必要があります。また、市民同士のつながりを重視し、すべての市民が南城市に誇りと愛着を持ち、まちづくりに主体的に参加できる環境をつくっていきます。

② コミュニティーの充実

本市には、70ものムラヤー（区・自治会）が存在します。それぞれのムラヤーが地域の拠点として機能し、その個性が地域づくりに反映されるように、各ムラヤーの自主的な活動を側面から支援し、持続可能な地域活動を推進します。

③ 平等な社会の実現

人間一人ひとりは、さまざまな個性や特性を持っています。そうした多様な人々が互いを尊重し、それぞれの持ち前を活かしながら暮らし、地域社会に参画できる環境をつくるため、啓発や支援、社会参加の機会づくりを進めます。

（3）くらしの質が高まる

本市では、市民の安心と安全を確保し、豊かに充実して生活ができる、住み心地の良いまちづくりを推進していきます。

① 安心と安全

万が一の災害時にも安全を確保できる避難場所や避難経路を確立し、市民への周知に努めます。地域ぐるみの防災や防犯の意識向上と、対応力の向上、あわせて消費生活の安心・安全確保のための取り組みも推進し、誰もが不安なく暮らせる環境づくりを進めます。

② 環境の整備と保全

本市の優れた自然環境を保全し、地球規模での資源の節約や環境保全にも貢献できるまちを目指し、循環型社会の推進や環境対策を進めます。さらに市民の意識向上を図り、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを推進します。

③ くらしの充実と豊かさ

市民の誰もが暮らしやすく、健やかな生活と人生を送れる社会にしていくため、各種の取り組みを推進します。市民の健康増進と健康寿命の延伸に注力するほか、国内外各地との交流や、心身の充実を図る催しなどを通じて、真の豊かさを実現できる地域を目指します。

④ 歴史文化と芸術活動

市内各地域には多くの文化遺産があります。先人から受け継いだ歴史や伝統を保存、継承するとともに、新たな文化芸術を創造し、地域の発展につなげる取り組みを推進します。

（４）地域が元気になる

産業と経済の振興を図り、やりがいがあり、働きやすい職場と雇用を増やす取り組みにより、さらなる地域の活性化を図ります。

① 一次産業の振興

農業や漁業の基盤整備や、活性化のための環境づくりを進め、観光産業など関連産業との連携によって付加価値の高い農畜産物を生産します。地域特性を活かした一次産業の振興を図ります。

② 観光の振興

本市の豊富な地域資源を活用した商品化を推進し、事業者間の連携による観光産業の振興を図ります。交流・体験型への消費スタイルの変化への対応、インバウンド対策といった観光全般の動向を捉え、ニーズに合った受け入れ体制づくりを目指します。

③ その他商工業の振興

各種産業の振興と雇用の場の創出に向け、技術の進歩やニーズの変化に対応できる事業者の育成をはじめ、起業支援や企業誘致に関する取り組みを展開します。良質な職場環境と人材の確保に向けた取り組みにも務めます。

（5）まちが整う

人口や人口構成、市民の暮らし方やニーズは変化を続け、その一方、長年利用された社会インフラは老朽化が進みます。本市では、常に良好な生活基盤を提供する努力を続けます。

① 道路の整備

合理的で効率の良い交通ネットワークの形成に努力し、交通事情に関する地域間の格差是正を進めます。域外との往来および市内の移動に関する利便性の向上を図るため、関係機関への要請や各種調整を行っていきます。

② 公共施設の整備

人口や市民の構成の変化、ニーズの変化に対応し、市民が円滑に、充実し生活ができる環境づくりを展開します。老朽化が進んだ施設や、市民ニーズや周辺環境の変化により利用しづらくなった施設には、合理的な判断により修繕や改修、廃止や転用を進めます。

③ 生活インフラの整備

公共交通の再編を進め、誰もが不自由なく移動できる状況を目指します。長期的な視点に基づいて上下水道の整備、ごみの減量化、廃棄物の適正処理に取り組み、快適で安心な生活インフラの維持を図ります。

④ 情報政策基盤の整備

高度情報化社会への対応は、子どもたちの教育、市民生活、観光を含む各種産業、行政サービスなど多方面で重要性を増しています。それら各方面の時流やニーズを把握し、ICT（情報通信技術）環境の整備やさまざまな情報を利活用できる環境・体制づくりと施策の展開を進めます。

第２章　基本計画

Ⅰ 基本計画の概要

１．基本計画の位置づけ

（１）基本計画とは

基本計画は、基本構想で掲げたまちづくりの将来像「海と緑と光あふれる南城市」の実現を目指し、総合的な市の施策体系を示すものです。また、基本構想と実施計画の中間に位置する計画であり、事務事業の具体的な執行スケジュールとなる実施計画の基本方向となります。

（２）基本計画の期間

「第2次南城市総合計画」における前期基本計画の期間は、2018（平成30）年度から2022年度までの5年間とします。

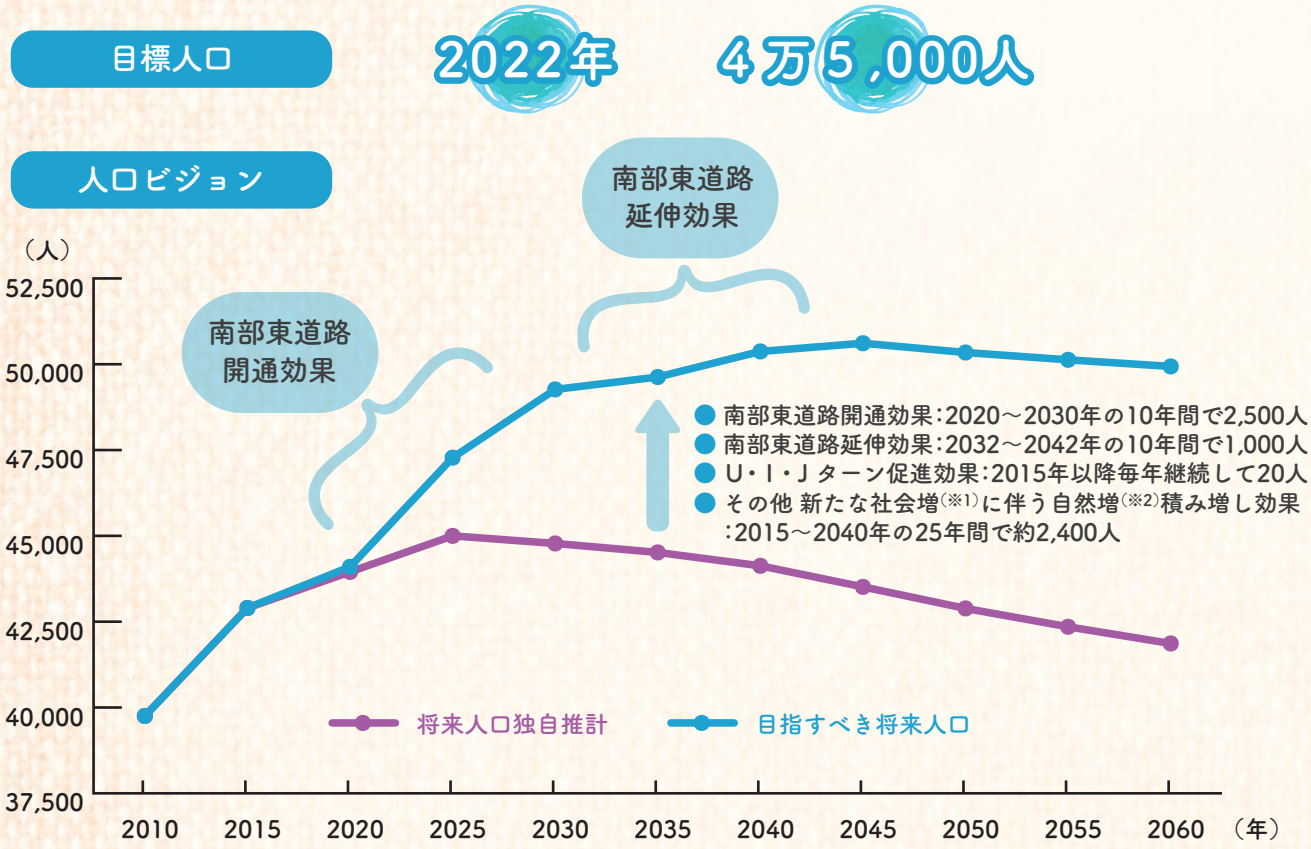

本市の目標人口と人口ビジョン（出典：南城市「人口ビジョン」）

（３）目標人口

本市の人口は2018（平成30）年2月末現在4万3,688人となっています。2018年現在も人口増加が続いていますが、市の独自推計では、2025年から人口が減少に転じる見込みとなっています。このような中、本市では2014（平成26）年度に南城市人口ビジョンを策定しており、各種取り組みによる移住者の増加、合計特殊出生率の向上などにより、将来の目標人口として2040年に5万人を掲げました。

第2次南城市総合計画では、南城市人口ビジョンで定めた目標に合わせ、前期基本計画が終了する2022年の目標人口を4万5,000人と定めます。

※1 社会増：転入と転出の差によって生じる人口の増加。

※2 自然増：出生と死亡の差によって生じる人口の増加。

II 政策の体系

1．政策・施策体系

将来像
海と緑と光あふれる南城市

指針
ムラヤーを主体とした、自然と文化を継承する福寿のまちづくり

基本方針	基本施策
ひとが育つ	① 乳幼児の成長
	② 児童・生徒・学生の成長
	③ おとなの成長
	④ 地域と組織の成長
ひとが活きる	① 市民の参画
	② コミュニティーの充実
	③ 平等な社会の実現
くらしの質が高まる	① 安心と安全
	② 環境の整備と保全
	③ くらしの充実と豊かさ
	④ 歴史文化と芸術活動
地域が元気になる	① 一次産業の振興
	② 観光の振興
	③ その他商工業の振興
まちが整う	① 道路の整備
	② 公共施設の整備
	③ 生活インフラの整備
	④ 情報政策基盤の整備

2．施策の内容

（次のページより各施策の内容を掲載します）

基本方針1
ひとが育つ

基本施策 1 乳幼児の成長

乳幼児の成長には、子育てと教育の両面が大きく影響します。どの家庭でも安心して子どもを育て、どの子も実り多き人生の基盤を築けるような環境づくりを進めます。

現状と課題

○ 家庭教育は、全ての教育の原点であり、父母は子どもにとって人生で最初に出会う教師ともいえます。全ての家庭で、保護者が自信と喜びを感じて家庭教育が行われるよう、親などの学習を支援する必要があります。

○ 保育環境を整え、保育士不足を解消することで待機児童の解消を図り、より良い保育を実現する必要があります。

○ 保育園や幼稚園において一時預かりを実施し、就労などの理由で家庭保育が出来ない保護者への子育て支援を行い、保育園待機児童解消にもつなげる必要があります。

○ 新耐震基準以前に建てられた幼稚園の園舎は、現在の耐震基準に適合していないものもあります。耐震基準を満たしていない園舎に関する対応の検討が必要です。

○ 近年、保護者の勤労形態の多様化等により、乳幼児を取り巻く環境は大きく変化しています。市民のニーズや待機児童の状況などを踏まえて、就学前の子どもたちの受け皿を整備することが非常に重要となっており、本市においても認定こども園の整備を検討する必要があります。

○ 障がいのある幼児への適切な特別支援教育によって自立を促します。また、障がいのない子どもとの交流および共同学習の充実等により、共生社会での社会参加へ向けた教育を行う必要があります。

具体的な施策

施策 1 家庭教育の充実

子育て中の家庭へ、子育てに関するさまざまな情報を提供したり、相談に対応したりすることで、家庭の教育力の向上を図ります。

- 親や保護者への家庭教育支援
- 生活リズムの改善支援

施策 2 保育環境の充実

保育士の確保と就業環境の改善を図ることで、待機児童の解消と保育の質の向上を実現します。

- 働きやすい環境づくりによる保育士人材の確保と離職防止
- 保育補助者の配置

施策 3 一時預かりの展開

就労などの理由で家庭保育が出来ない保護者に代わり、保育園や幼稚園で保育時間、教育時間の終了後および休日も一時預かりを行うことで、子育ての支援をします。

- 一時預かり事業の展開
- 一時預かりのための人員配置

施策 4 保育・教育環境の整備

幼児が安心して過ごせる良好な環境づくりのため、幼稚園を統廃合・改築し、収容人数の調整をすることで、幼児が安心して過ごせる施設を整備するとともに、教育の質の向上と充実および維持管理費の軽減を実現します。

- 統廃合計画の検討
- 新しい園舎の整備
- 幼児教育の質の向上

施策 5 認定こども園に関する検討

幼児教育や保育などに関する動向や、市民のニーズを把握し、認定こども園の整備について検討を行います。

- 幼児教育および保育に関するニーズ把握
- 認定こども園の整備検討

施策 6 障がい児への支援

教育上特別の支援を必要とする幼児に対して、身辺介助や生活習慣の習得など適切な特別支援教育を行います。

- 特別支援教育支援員の配置
- 加配保育士による保育、臨床心理士による巡回指導
- 親子通園事業の推進

基本施策 2 児童・生徒・学生の成長

社会がグローバル化する中、未来を担う子どもたちに豊かな国際性を育むための教育は、大変重要です。家庭、学校、地域がそれぞれの役割を果たし、子どもたちが心身ともに健やかに成長し、「学力保障」と「社会性の醸成」を土台に英語によるコミュニケーション力を養える環境をつくります。

現状と課題

○ 子どもたちが長い時間を過ごし、さまざまな学習活動を行う教育施設の安全性と機能性の向上は、学校教育にとって重要な基盤です。文部科学省や沖縄県が定める基準を満たしながら、地域の特性に合わせた南城市らしい教育基盤を築く努力が必要です。

○ 文部科学省は学習指導要領を改訂し、小学校では2020年度、中学校では2021年度から完全実施する予定で、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）による授業改善や道徳の教科化、小学校のプログラミング教育の必修化等が挙げられています。一方、全国の学校現場では服務規律の徹底および教職員の働き方と勤務環境の改革が課題となっており、対応が求められています。

○ 育つ家庭の状況や、教育のニーズは年々多様化しています。今後は新学習指導要領の「社会に開かれた教育課程」の趣旨のもと、教育を学校だけで担うのではなく、家庭や地域との連携を強化し、幼児・児童・生徒の社会性の醸成（どのように社会・世界と関わり、より良い人生を送るか）に、一体となって取り組む必要があります。

○ 2007（平成19）年度より始まった教育課程特例校を生かした英語によるコミュニケーション力の育成をさらに充実させることが重要です。また、子どもたちが持つ特性や、希望する進路や職業は、一人ひとり異なります。学校には多様なカリキュラムの導入や、通常の授業に困り感を持った児童への学習支援、教育上特別な支援を必要とする児童への適切な特別支援教育など、きめ細やかな対応が求められています。

○ 東側地域においては、子育て世代の他地域への流出等により、児童・生徒が減少しています。一方、西側地域においては、集合住宅が増加したことによる子育て世代の流入等により急増傾向にあり、地域間の人口格差が生じています。こうした格差を是正していくためにも、魅力ある教育を打ち出し、子育て世代の定住、他市町村からの転入の促進につながる取り組みを進めていく必要があります。

○ 子どもたちが置かれている状況は家庭によって大きく異なり、中には特段の配慮や支援を要するケースもあります。特別支援教育をさらに充実させ、児童・生徒の自立を促し、共生社会へ向けた「生きる力」を育成する必要があります。どの子も健やかに育ち、成長できる環境を得られるように、適切な働きかけなどを行う必要があります。

具体的な施策

施策 1 教育環境の整備

子ども達が安心して学ぶことができる安全な環境整備と情報化社会に対応できる人材育成のための教育環境の整備を行います。

- どの子も快適に学べる環境の整備
- 電子黒板などICT環境の整備
- 施設の長寿命化

施策 2 学力保障の実現

新学習指導要領の目標である「育成すべき資質・能力」の育成、そのためのカリキュラムマネジメント、「主体的・対話的で深い学び」を保障する授業改善等による確かな学力の育成など、より質の高い教育を安定して提供できる状況づくりのため、教職員の能力向上と働き方の改善に努めます。

- 教育委員会と学校との強固な連携による新学習指導要領の目標実現
- 学校業務改善（教職員の働き方改革等）の推進

施策 3 幼児・児童・生徒の社会性の醸成

主体性を持ち、他者と協働して社会や世界と関わり、より良い人生を送るため、子どもたちの社会性の育成および醸成を目指します。

- 小中学校教育の充実
- 児童・生徒の社会参加の推進および社会教育の充実
- 青少年健全育成事業の活性化

施策4 特色ある教育による学校、地域の活性化

新学習指導要領は、学校や家庭、地域にとって「学びの地図」としての役割を持ち、「より良い学校教育を通して良い社会を創る」ことにつなげていくことが重要です。学校と家庭や地域が連携を強化し、各地域（中学校区ごと）の特色ある学校教育を進め、地域の活性化および地域教育力の向上を目指します。

- 小中一貫教育の導入
- 各中学校区の地域の特色を生かしたカリキュラムの導入と推進

施策5 情報活用能力・国際性豊かな人材の育成

時代の変化に対応できる未来の担い手を育んでいくため、ICT環境の整備や情報機器を活用できる力の育成は不可欠です。さらに日本と外国との文化や習慣等の違いを理解し、英語等によるコミュニケーション能力を高めていくことも、これからの時代を生き抜いていく力として大変重要です。

- 情報化・国際化への対応
- 幼小中英語一貫教育の推進

施策6 子どもと家庭のケア

子どもの養育に困難を抱える家庭や、学校生活や学習に支援を要する子どもたちに対して適切なケアを展開し、どの子も安心して学べる状況をつくります。

- 困窮家庭への支援
- 学習支援員、カウンセラーなど専門人材の配置
- 幼小中の特別支援教育の充実、共生社会への意識の高揚

施策7 放課後児童の居場所づくり

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、適切な遊びおよび生活の場を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援していきます。

- 放課後児童健全育成事業の推進
- 放課後児童支援員の資質向上研修の実施

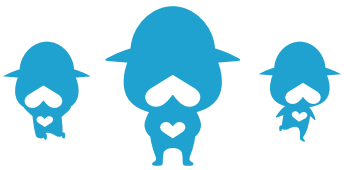

基本施策 3 おとなの成長

人は生涯に渡って学び、成長を続けることができます。地域をつくり、リードしていく成人に学びの機会を提供することで、南城市のさらなる発展につなげます。

現状と課題

○ 本市では、市民と行政とが協働し、対等な立場で連携しながらまちづくりを進めようとしています。市民の独創性や英知を結集できる「協働」のあり方を検討しながら、地域づくりと地域の発展において活躍できる人材を育成する必要があります。

○ 子どもからお年寄りまで、全市民が、「いつでも、どこでも、だれでも学べる」という生涯教育の理念に沿って、多様な学習機会が得られるように、地域や関係者と協力して、生涯教育のための施設や学びの機会をさらに充実させる必要があります。

○ 今後の本市の成長において、市民一人ひとりの力はとても大きいものです。社会が大きく変遷するなか、さまざまな環境変化に対応していくと同時に、南城市らしさを保っていくことも重要です。このためには、国際感覚豊かな人材、情報化社会を支える人材など、各分野のリーダーを育成していく必要があります。

具体的な施策

施策 1 協働人材の育成

行政と市民の協働を促進し、地域の活性化に貢献する人材を育成するために、多様な学習機会の提供や体系立てられた育成プログラムの運営を行います。

- 地域活動に関する啓発活動の推進
- 地域リーダーの人材育成の推進
- その他学習機会の提供

施策 2 生涯教育の推進

市民一人ひとりが、興味を持ったことを身近な場所で学べるようにすることで、生涯を通じた成長を促します。

- 公共図書館の施設整備の充実検討および機能強化
- 公民館講座の充実
- 各種講演会など、学習機会の創出や支援

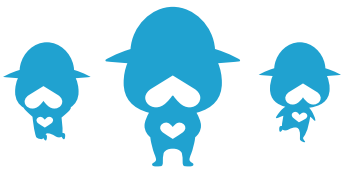

基本施策 4 地域と組織の成長

南城市のまちづくりや地域の運営は、市民によって構成されているさまざまな組織に支えられています。そうした組織の成長は、将来にわたる南城市の発展にとって不可欠といえます。

現状と課題

○ 市内には、自治会をはじめとしたさまざまな地域団体があり、行事の開催や伝統文化の継承、人材育成の役割を担っています。しかし、それぞれ人材やノウハウの不足といった問題を抱えており、組織の維持と発展のための支援が必要です。

○ 市内には多くの地域団体、ボランティア組織、NPO法人などがありますが、そうした団体の相互の協力は、十分とはいえない状態です。互いに支え合い、さまざまな地域課題に対処していくには、市内の団体が連携しやすい仕組みづくりが求められます。

○ 市内にはさまざまな能力や経験を持つ人材がいますが、地域づくりなどにおいて十分に活かせているとはいえません。今後の取り組みで活躍してもらえるよう、人材に関する情報の整理と保管が必要となっています。

具体的な施策

施策 1 地域団体への支援

地域団体などの組織力や業務遂行能力を向上させるために、学習の機会や課題を解決するための相談や指導などのサービスを展開します。

- まちづくりなどに関する研修会の実施
- まちづくりなどに関する相談機会の提供
- 女性会、青年会、老人クラブなど地域団体の組織力の強化に対する支援

施策 2 ネットワーク形成

多くの地域団体などが協力し合い、支え合えるように、各団体の情報を互いに入手して連携できる状況づくりを進めます。

- 地域団体などに関する情報の収集と整理
- 各種団体への情報の紹介

施策 3 人材バンクの形成

さまざまな経歴やノウハウをもった市民に関する情報を整理し、行政や地域団体などによる取り組みに協力してもらえるようにしていきます。

- 市内のさまざまな人材に関する情報の整理
- 市民の人材に関する情報の紹介

基本方針２

ひとが活きる

基本施策 1 市民の参画

市民の社会参画は、一人ひとりにとっての自己実現の一環であり、行政と市民の協働によるまちづくりの一助にもなります。南城市は、多くの市民が積極的に社会との関わりを持てる環境づくりを進めます。

現状と課題

○ 子どもたちは、変化の多い時代を生き抜いていく必要があるため、地域や社会と主体的に関わっていく力を付けることが重要です。学校と行政の連携を強化し、自分の住むまちや地域の文化に関する学びや発見を通して市民としての自覚を高めたり、夢や希望を提言し合える機会を持つ必要があります。

○ 市民が行政へ積極的に参画し、協働でまちづくりを進めていくため、住民やボランティア、市民団体等の主体的な活動を促進する支援が必要です。

○ 市内には、豊富な知識や経験をもつ高齢者が在住しており、一人ひとりの能力や意欲を発揮できるようにすることが求められます。そうした高齢者が引き続き社会に参加し、やりがいのある活動をしていける環境づくりが必要です。

○ 女性の社会参加と活躍は、地域の発展に不可欠な要素です。しかし現状では、女性の就業や社会参加には、まだ伸展できる余地があります。このため、行政や市民、事業者、地域が一丸となり、女性が一層活躍しやすい状況をつくることが求められます。

具体的な施策

施策 1 持続可能な社会を創る教育の実現

子どもたちの夢や希望を育成し、自分たちの地域に誇りと自信を持ってさらに良くしていこうとする学校教育の充実に、行政も一体となって取り組みます。

- 産学官が連携したキャリア教育の推進
- シティズンシップ教育(※)の推進とアイデンティティの確立

※シティズンシップ教育：社会の一員として自立し、権利と義務の行使により、社会に積極的に関わろうとする態度を身に付けるための、社会形成・社会参加に関する教育。

施策 2 市民活動に対する支援

市民活動に対する支援体制の充実・強化を図り、市民と行政が一体となって地域課題やまちづくりに取り組む、市民主役の協働のまちづくりの推進を図ります。

- 市民活動に対する啓発活動の推進
- 市民活動の促進と活動支援

施策 3 高齢者の活躍に対する支援

高齢者の就業や社会参加を支援することで、やりがいと張り合いのある生活をもたらし、地域づくりや地域の活性化につなげます。

- シルバー人材センターへの支援など高齢者の社会参加と雇用機会の創出
- 老人クラブなど高齢者支援団体に対する支援

施策 4 男女共同参画社会の実現

性別を問わず、本人の意思が尊重され、あらゆる分野で活躍できる社会をつくるため、地域や事業者に対する啓発や、男女共同参画実現のための支援を行います。

- 男女共同参画社会に関する懇話会や推進委員会の活動支援
- 男女共同参画社会の実現に資する講座などの提供

基本方針２
ひとが活きる

基本施策 2 コミュニティーの充実

南城市では、「地域でできることは地域でやる」という考えに基づいて、市民との協働によるまちづくりを進めています。これを実現するために必要な基盤づくりや地域への支援を展開します。

現状と課題

○ 各地域に居住している市民は、地域の状況をよく知り、何が必要かを知っています。そうした方々に、主体的にまちづくりを担っていただくことは、地域にとっても行政にとっても合理的で、好ましいものと考えられます。しかし各地域の現状は、そうした役割を受け入れるための体制が十分ではないため、一定の支援が必要です。

○ 上記のような取り組みで整えた体制により、地域力の再生、伝統芸能の継承、青年会活動などの多様な活動が展開されることが期待されますが、その拠点となる施設の機能強化が必要です。

具体的な施策

施策 1 地域活動に対する支援

ムラヤー（区・自治会）を核とした地域コミュニティーを強化することで、世代間交流の促進や伝統文化の継承、地域団体の活性化を図ります。

- コミュニティー形成の促進と活動支援
- 各種地域活動などへの支援

施策 2 地域活動拠点への支援

コミュニティーにおける各種の取り組みや、地域団体の活動拠点となる「南城市版の小さな拠点」を整備し、市民協働の一層の推進を図ります。

- 活動拠点（公民館）整備などへの支援
- 公民館機能の充実および利活用促進

施策 3 コミュニティーの活性化

持続可能な地域活動を目指し、資金の確保や、幅広い世代がともに暮らす活気ある地域の実現に向けて、各種の支援を展開します。

- コミュニティービジネスの促進
- 地域の連携と自立へ向けた取り組みの展開
- 三世代同近居に対する支援
- 移住・定住・交流の推進
- 地域の担い手・リーダー育成の推進
- 地域活動に対する人的・財政的支援

基本方針２
ひとが活きる

基本施策 3 平等な社会の実現

人の特性や置かれている状況はそれぞれ異なり、社会はそうした多様な人々によって構成されています。全ての市民が互いを尊重し、安心と希望を手にできてこそ、真に豊かな南城市が実現します。

現状と課題

○ 高齢者や障がい者、児童に対する虐待やいじめ、DVなどが社会問題となり、近年ではインターネットを悪用した人権侵害や、多様な性に対する不寛容な態度などの新たな人権問題も生じています。社会全体に人権擁護の思想が行き渡っているとはいえない状況にあり、広く啓発していく必要があります。

○ 社会福祉協議会などの福祉関係団体は、これまでも地域における福祉課題に対応しています。しかし社会の変化に伴い、福祉サービスなどに対するニーズも多様化しているため、関係団体の一層の連携強化とそのための支援が求められます。

○ 全国的に公共施設や民間施設のバリアフリー化が進められており、本市においても施設整備や改善に取り組んでいます。今以上に、障がい者や高齢者がどこへでも気軽に出かけられるという環境を実現していくためにも、さらなる取り組みが必要となっています。

具体的な施策

施策 1 平等で公平な社会の実現

多様な人々が互いを尊重し、支え合う社会を実現するために、人権擁護の思想を普及する取り組みを展開します。

- 人権擁護に関する啓発活動の推進
- 人権に関する相談と情報提供

施策 2 社会福祉団体への支援

福祉関係団体が多様化する福祉ニーズに対応し、対象者へのきめ細かく充実したサービスを続けられるように、その活動や体制の強化に対する支援を行います。

- 福祉関係団体の体制強化の推進
- 福祉関係団体や関係部署などとの連携の強化

施策 3 バリアフリー社会の実現

障がい者や高齢者がいつでもどこでも出かけて、公共施設や民間施設を気軽に利用できる環境をつくるために、バリアフリー化の実現を促進します。

- 公共施設や公共空間におけるバリアフリー化の推進
- 民間施設などにおけるバリアフリー化に対する支援

基本方針３

くらしの質が高まる

基本施策 1 安心と安全

安心・安全な生活環境は、市民生活の基盤ともなる重要な要素です。市民の生命・財産を守るための取り組みを推進し、穏やかに生活できる環境づくりを進めます。

現状と課題

○ 本市は台風災害に見舞われることが多く、大雨の際には、地すべりなど土砂災害も発生しています。地すべりなどが懸念される地域において、事前の対策を講じていく必要があります。

○ 本市では、沿岸の広い範囲で数mから10m以上の津波に見舞われる可能性があると指摘されています。甚大な災害発生時にも被害を最小限に抑えられるよう、迅速な情報伝達手段の確保、避難経路、避難施設などのさらなる整備・拡充が必要です。

○ 本市は、犯罪による被害などが比較的少ない状況にありますが、警察・行政・地域住民総ぐるみの体制による見守りで犯罪を未然に防ぎ、さらなる安心・安全を実現する必要があります。

○ 市内における交通事故の発生件数や死者数は、合併時をピークに減少傾向にあります。今後もさらに交通事故を減らしていくため、地域や警察等との連携を図り、交通安全運動の展開や広報啓発活動を行い、交通安全思想の普及に努めていく必要があります。

○ 生活環境の複雑化、多様化によって、従来はなかったようなケースも含めてさまざまな問題が発生しています。消費生活においては、巧妙な手口による詐欺も増えています。新たな犯罪から市民を守っていくためにも、防犯と安全の体制の構築が求められます。

具体的な施策

施策 1 防災力の向上

さまざまな災害から市民の生命、財産を守るため、総合的な防災力の向上に努めます。市民の防災意識の醸成にも注力し、災害に強いまちづくりを目指します。

- 防災システムの整備
- 防災や減災のための仕組みの整備
- 防災意識の向上と、市民による防災組織の設立推進と強化
- 冠水箇所や地滑りなどの災害を未然に防ぐ取り組みの推進

施策 2 防犯体制の向上

防犯に対する情報提供や防犯環境の整備などを通し、さまざまな手口の犯罪から市民を守るための防犯体制の充実強化に努めます。

- 防犯機器の設置や犯罪の発生を防ぐ仕組みづくり
- 防犯意識の向上と、地域における防犯活動の推進
- 情報化社会におけるサイバー犯罪やネットトラブル防止のための啓発

施策 3 交通安全対策の推進

運転者や高齢者、児童・生徒などを対象とした、交通安全活動による意識啓発を通し、交通ルールの遵守や運転マナーの向上を図り、交通事故のないまちづくりを目指します。

- 交通事故を未然に防ぐ道路環境の整備
- 交通安全教育と、交通安全意識の向上

施策 4 消費者の保護

消費相談に対応する窓口を拡充し、消費生活に関する情報提供を行うことで、さまざまな消費トラブルの未然防止を図ります。

- 消費生活相談の充実と強化
- 市民への情報提供と啓発

基本方針３

くらしの質が高まる

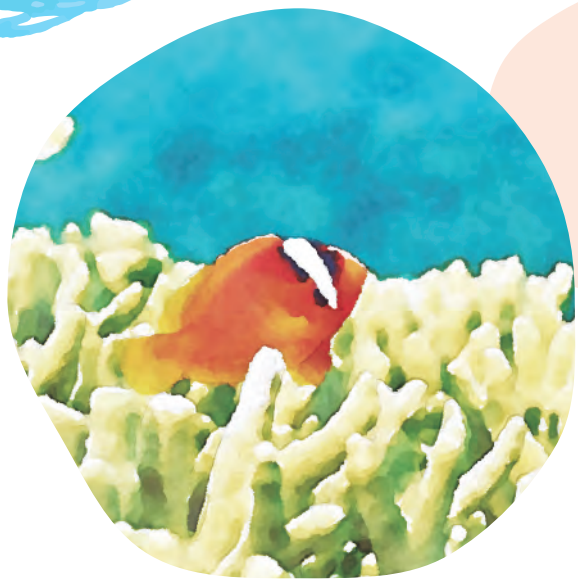

基本施策 2 環境の整備と保全

南城市の有するサンゴ礁の海や、丘陵地に広がる森林、多くの水源などの恵まれた自然は、多くの市民の誇りとなっています。これらの自然をいつまでも維持していくための取り組みを推進します。

現状と課題

○ 本市は、サンゴ礁の美しい海や、自然豊かで変化のある海岸線、ハンタ・丘陵地の緑などの自然に恵まれています。そうした自然は私たちの生活に彩りを添える賜物であり、心のよりどころともなっています。

○ 海や海岸線、ハンタ・丘陵地や多くの湧き水が、本市の特徴的な自然景観を作り出しています。また、本市が有するさまざまな歴史史跡は、沖縄の歴史・文化・信仰の原点としての風格ある伝統的景観となっています。一方で、多くの建築物が立ち並び不調和な印象を与えているところもみられます。本市では「南城市景観まちづくり計画」や「南城市風致地区における建築等の規制に関する条例」を制定し、景観まちづくりの方向性を定めています。また、より良好な景観の形成を重点的に推進する必要があると認める地区を「景観まちづくり重点地区」として指定する検討を進める必要があります。

○ 無秩序な開発を抑制するためには、市街地における最も基本的な規制・誘導手法である「用途地域」の指定検討を優先的に行う必要があります。広範囲にわたる指定拡大を早期に実現するのは難しいため、最終形・理想形を見据え代替措置（特定用途制限地域）を活用しながら段階的に取り組んでいく必要があります。

○ 現代社会の発展は環境への配慮が不可欠です。持続可能な社会を実現していくためには、4R(※)の推進などの取り組みにより、循環型社会の形成に努める必要があります。

※4R：ごみの減量と資源化を推進する行動理念。4つのRは、それぞれRefuse（リフューズ：いらないものは断る）、Reduce（リデュース：減らす）、Reuse（リユース：再利用する）、Recycle（リサイクル：再資源化する）の略。

○ 多様な動植物が生息する本市では、自然環境を保全するために、外来生物の持ち込みや捕獲・採取等、生態系を乱す行為を防止し、環境保全に努める必要があります。

○ 本市では、環境の保全および創造に関する施策を、計画に基づいて総合的に推進しています。また、ごみ処理および生活排水処理に関しても計画を策定し、長期的・総合的視点に立って取り組んでいます。さらに、温室効果ガス排出量の削減目標を設定し、地球温暖化対策を推進しています。

具体的な施策

施策 1 自然環境の保全

海、森林、河川など私たちの周りにある恵まれた自然環境を継承し、より良好な状態の実現に努め、全ての市民が自然の恩恵を享受でき、誇りに思える自然環境づくりを進めます。

- 環境汚染の防止と環境改善策の展開
- 南城市ならではの自然環境の復元および保全
- 環境保全に関する市民の意識向上のための取り組み

施策 2 持続可能な社会の実現

現在の良好な自然環境を保全していくため、地球規模で問題視されている地球温暖化や、悪臭問題などの身近な環境問題の解決、省エネルギーに対する取り組みを推進します。

- 省資源、省エネルギー、地球温暖化防止等の啓発と取り組みの推進
- 4Rの推進

施策 3 景観の保全

南城市らしい自然、歴史、文化が薫る風景を守りながら、さらに良質な景観づくりを展開していきます。

- 南城市らしい景観の創出および保全
- 景観保全に関する市民の意識向上のための取り組み
- 景観まちづくり重点地区指定の検討

施策 4 自然環境と住環境の調和

自然環境とのバランスを考慮した住宅地形成や観光・交流に寄与する土地利用を推進します。

- 自然環境との調和を図る住宅地形成
- 観光・交流に寄与する土地利用
- 用途地域の新規指定および特定用途制限地域の変更
- 風致地区拡大の検討

基本方針３

くらしの質が高まる

基本施策 3 くらしの充実と豊かさ

健康、医療サービスの提供や市民生活のサポートなどを通し、市民の豊かで充実したくらしの実現を、さまざまな側面からサポートします。

現状と課題

○ 高齢化の進展により、本市においても医療費の増加が懸念されています。本市では、医療費増加の伸びを抑制するため、医療費の適正化に向けてさまざまな取り組みを行っています。そうした中、健康診断の受診勧奨を強化していますが、受診率の目標を達していない状況にあり、今後、受診率向上に向けた取り組みが必要です。

○ 市民の健康面では特にメタボリックシンドロームが大きな問題となっています。これに起因する脳、心臓、腎臓疾患へのリスクが高まることで医療費の増大にもつながります。医療費抑制のためにも生活習慣病の発症予防・重症化予防、その他疾病の早期発見に向け、地域ぐるみで健診受診への呼びかけを行う必要があります。

○ どのような地域も、さまざまなライフスタイル、さまざまな状況のもとで暮らす人々で構成されており、中には生活上の困難を抱えた世帯もあります。全ての市民が安心して、希望を持てる生活ができる状況づくりが必要です。

○ 市内にはさまざまな市民が暮らし、国内および海外の各所には、それぞれ異なる文化や価値観を持った人々が暮らしています。そうした人々との交流は、互いに建設的な刺激や心の豊かさをもたらすと期待されるため、多様な交流を一層、推進することが求められます。

○ 団塊の世代が後期高齢者になる2025年までは高齢者人口が急速に上昇することが予測されています。高齢者がいつまでも住み慣れた地域において健康で明るく生きがいをもち、自分らしく生活が送れる仕組みを構築する必要があります。

○ 本市の障がい者は年々増加傾向にあります。また、障がい者のニーズも多様化・高度化し、地域社会での自立した生活を望む傾向が強くなってきています。

○ 障がい者も健常者もお互いに主体性・自立性を尊重しあいながら、障がい者が住み慣れた地域で共に暮らし、共に社会に参加していくことができ、安心・安全に自立生活ができるまちづくりを推進する必要があります。

具体的な施策

施策 1 医療と健康・福祉の充実

市民の健康維持・増進や健康に対する意識の向上を推進します。地域包括支援センターの体制を強化し、本市の状況に応じた地域包括ケアシステム構築を目指します。また、障がい者への相談体制、権利擁護、災害時の対応等の強化を図ります。

- 健康に関する意識の醸成と知識の普及、および活動の支援
- 特定健診受診率および特定保健指導実施率の向上対策
- 妊娠・出産・育児への支援
- 高齢者の健康増進と介護予防の充実
- 福祉サービスの充実と各種サービスの質的向上
- 地域で高齢者を支える見守りネットワーク連絡体制の確立
- 高齢者、障がい者の生きがいづくり
- 障がい者の社会参加と自立の支援

施策 2 体育活動の推進

スポーツや健康づくりの活動を支援し、市民の健やかな体づくりと活力の向上を図ります。

- 運動の習慣をつくり、成果を発揮する機会の提供
- 体育活動を行う個人・団体への支援
- スポーツに親しむ機会づくりの推進

施策 3 生活のサポート

妊婦と乳幼児の健康、女性や生活上の不安を抱えた市民に対するサポートを充実させることで、市民が生涯を通じて安心して暮らせる地域をつくります。

- 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり
- 仕事と家庭の両立を実現できる環境づくり
- ひとり親家庭の支援
- 各種相談員の配置や市民サービスコールセンターの運営
- 生活に関するさまざまな支援の推進

施策 4 多様な交流の推進

市民の社会生活を豊かなものにしていくため、スポーツイベントや文化芸術事業、県外・海外交流などの交流事業を推進します。

- 市民の交流機会の創出および支援
- 文化・芸術・スポーツによる市民をつなぐ交流の場の創出
- 県外および海外諸地域との交流事業の推進

基本方針３

くらしの質が高まる

基本施策 4 歴史文化と芸術活動

市内の各地域に受け継がれてきた文化遺産と独自の文化の継承や、市民による芸術活動および南城市を舞台とした芸術活動の振興を図り、地域の発展につなげる取り組みを推進します。

現状と課題

○ グスクや御嶽などの文化財は、市民の財産で、社会全体で継承していく必要があります。そのためには、地域の歴史や文化を伝えるものとしての文化財の価値を再発見し、魅力的な形でわかりやすく伝えていくことが求められます。

○ 文化財を単体として保存・活用するだけでなく、地域の歴史、文化を背景に、一定のストーリーのもとに文化財をその環境も含めて総合的にとらえ、まちづくりや地域の活性化などに活かしていく必要があります。また、これからの時代を生き抜く幼児・児童・生徒が地域に誇りを持ち、自信と活力を持って生きていくためにも、地域の歴史や文化を知り継承していくことは大変重要です。

○ 指定文化財以外にも、地域の住民にとって大切な文化財は数多く存在します。そのような文化財を幅広くとらえ、その周辺環境も併せて保存・活用していくことが重要です。

○ 本市の歴史・文化を後世に引き継ぐため、種々の資料を用いて総合的かつ科学的に調査、取りまとめを行う必要があります。

○ 文化や芸術は、豊かな人間性や創造力、感性を育むなど、人が人らしく生きるための糧となり、人々の相互理解を促進するなど、共に生きる社会の基盤をつくるものです。また、新たな需要や高い付加価値を生み出して質の高い経済活動を実現し、人間尊重の価値観に基づく人類の発展に貢献する活動でもあります。持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤ともなる文化芸術を今後も推進する必要があります。

具体的な施策

施策 1 文化財の保護と活用

本市に数多く所在する文化遺産や地域芸能、年中行事について、その保護と整備・活用、情報発信の視点を持ち、市民に身近なものにしていくための取り組みを推進します。

- 遺跡の発掘調査および出土品の管理
- 指定文化財をはじめとした文化遺産の保全・活用や、案内板等の設置
- 文化遺産等の情報発信の推進と、市民が文化遺産等を体感する機会の創出

施策 2 伝統文化の継承

本市に伝わるさまざまな地域芸能や年中行事の保護と継承を図り、地域に対する誇りや、地域の魅力を高める取り組みを推進します。

- 伝統文化を担う市民や団体への支援
- 伝統行事や伝統芸能発表会などに対する支援
- 伝統文化を地域資源として活用する方策の検討と実施
- 伝統・文化教育の充実
- 歴史文化の保存継承

施策 3 芸術活動の推進

地域の魅力や豊かさの基盤となり、市民をはじめとした多くの人々の想像力や感性を育む文化芸術活動を支援し、さらなる発展を目指します。

- 南城市文化センターの効果的な運営に関する検討と、運営支援
- 文化芸術に関する取り組みへの支援
- 文化芸術活動の充実と、市民が文化芸術に触れる機会の創出

基本方針４

地域が元気になる

基本施策 1 一次産業の振興

農業は本市の基幹産業となっており、畜産業や漁業もそれぞれ活発に営まれています。本市を特徴づけているともいえる一次産業を持続していくため、取り組みやすい環境づくりを進めていきます。

現状と課題

○ 本市は、合併以前から農業が主要産業となっていた地域です。市域においては比較的広範囲の農業振興地域が設定されており、優良農地を保全・確保しつつ、集落や国道・県道付近では住宅地化を図る土地利用が行われています。

○ 本市では農業従事者の高齢化と担い手の不足が進み、遊休農地も拡大しています。農作物のブランド化や収益性の高い作物への転換、新規就農者等の確保と技術支援、高付加価値化、農地の集積と遊休農地の解消などに取り組む必要があります。

○ 本市の畜産・酪農においては小規模経営体の割合が多くなっており、飼料高騰などの影響を受けやすく、飼養する牛の更新が順調に進められない状況です。

○ 畜産業では、家畜の糞尿による悪臭や河川の水質汚濁も問題となっています。家畜排泄物の適正処理の指導や処理施設の確保を進め、自然環境に配慮しながら振興を図っていく必要があります。

○ 漁業では、沿岸漁業が主体になっています。漁業経営体数の大半は零細ですが、近年では若い担い手も育ってきています。水産業は自然条件に左右されやすいため、漁港の機能確保と施設整備の充実により、さらに安定した生産環境の実現が求められます。

具体的な施策

施策 1 農業の振興

農道や農業排水路、貯水池など、農業基盤の整備を進めます。収益性の高い作物栽培への転換も見据えた取り組みで、就農人口の増加や耕作放棄地の減少を図ります。

- 農業生産基盤の整備
- 担い手や後継者の育成および農地流動化の促進
- 環境循環型農畜産業の展開

施策 2 畜産の振興

良質な畜産物の安定生産に向けた支援を行い、畜産業における生産性の向上を図ります。自然環境に配慮した環境整備を促進します。

- 優良繁殖牛・優良乳用牛の導入促進
- 家畜伝染病予防対策の推進
- 畜産における悪臭対策の推進

施策 3 漁業の振興

漁場の生産力向上、漁場の合理的な利用などを支援し、漁港の機能保全に関する取り組みを推進します。

- 漁場の保全と資源管理型漁業、つくり育てる漁業の促進
- 漁港の機能確保と施設整備の充実
- 担い手や後継者の確保と育成

施策 4 付加価値向上と安定経営支援

ブランド化の推進や販売環境の整備などにより、一次産業の生産性向上や経営安定につながる支援を行います。

- ブランド化の推進と流通経路の確立・強化
- 有力作物の拠点産地化
- 一次産業の経営力の強化と安定化
- 地域特性に合った6次産業化に向けた取り組みの推進

基本方針４

地域が元気になる

基本施策 2 観光の振興

市民や事業者をはじめ、さまざまな機関との連携により、本市の魅力ある資源を活かした観光メニューを創出しながら、多様化するニーズに対応した観光地づくりを推進します。

現状と課題

○ 沖縄県の入域観光客数は年々増加し、本市を訪れる観光客も増えています。近年では、国内客だけでなく外国人観光客も急激に増加しており、観光客のニーズは多様化しています。本市においても、さまざまなニーズに対応できる受け皿の整備が観光振興における課題となっています。

○ 本市は多くの観光資源を有する反面、宿泊施設の少なさから素通り観光が多い状況です。滞在型観光を実現していくため、市民や事業者、近隣市町村とのさらなる連携体制を整え、魅力ある観光メニューや消費を拡大させる仕組みづくりをしていく必要があります。

○ 世界遺産の「斎場御嶽」や数多くのグスク跡などの観光資源をうまく活用しながら、長く滞在してもらえる観光体制づくりが求められます。

○ 沖縄県の入域観光客の多くはリピーターであるため、沖縄へ再訪する人が本市を訪れる仕掛けが重要です。今後は、県内に訪れる観光客に本市の魅力を効果的に発信する必要があります。

○ 万が一の地震や津波等の発生時における観光客の安全を確保するため、広域連携による観光危機管理体制の整備が必要となっています。

具体的な施策

施策 1 体験・滞在・交流型観光の推進

「モノ」から「コト」(※) への観光ニーズの変化に対応する、体験・滞在・交流型の観光メニューの展開を図ります。

- 市民や産業間の連携による体験・滞在・交流型観光の推進
- 既存イベントの進化や市場調査に基づく魅力的な観光メニューの開発と普及
- 観光客の属性に応じた効果的な誘客プロモーションの展開

※「モノ」から「コト」：商品やサービスを購入したことで得られる体験に価値を見出す消費傾向。

施策 2 観光資源の活用

本市の有する自然、歴史、文化、産業などの資源が存分に活用され、観光の振興を促進する仕組みづくりを進めます。

- 主要な観光スポットからその他観光資源への分散手法の検討
- 地場産業と連携した観光メニューや高付加価値商品の提供、プロモーションや販売体制の強化
- エコミュージアム、観光コア施設に関する取り組みの推進
- 観光人材の育成

施策 3 市内外との連携強化

市内外のさまざまな機関や関係者との連携によって安全に観光を楽しめる環境をつくり、国内外からの観光客の増加を図ります。

- 観光危機管理に関する広域連携および市内観光関連団体との連携体制の充実
- 近隣市町村と連携した観光客の利便性向上に向けた取り組みの推進

基本方針４

地域が元気になる

基本施策 3 その他商工業の振興

市内で営まれる商工業の振興に向けた取り組みを進めることで、市民生活の利便性向上と良質な雇用の増加を図り、活気ある豊かな南城市の実現を目指します。

現状と課題

○ 入域観光客の順調な伸びを背景に、特に飲食業や宿泊業、製造業の事業所数が今後も増加することが予想されます。

○ 大里地域や佐敷地域では、比較的大規模な商業施設が立地している一方、その他の地域では小規模な日用雑貨小売店が中心で、店舗数も年々減少しています。

○ 「南城市都市計画マスタープラン」に基づき企業立地を行ってきましたが、市外で働いている市民も多くいます。市内に雇用の場を創出するために、更なる受け皿作りが求められています。

○ 商工会の活動が活発で、加入率も非常に高い水準にあります。市内小規模事業者は、人材育成や労働力の確保、新たな時代に対応する設備投資などが課題となっており、課題解決のため商工会との連携がさらに求められています。

○ 製造業事業所数や従業者数は横ばいで推移していますが、食品製造業や窯業・土石製品、金属製品製造業、染織業の出荷額は順調に伸びています。観光客へのプロモーションを積極的に行い、更なる売り上げにつなげていく必要があります。

○ 本市のさらなる人口増加に向けて、若年層の就労機会拡充と市内小規模事業者の経営基盤強化が求められています。

○ 市内事業者の売上額が好調に推移し、本市へ訪れる観光客も好調に推移していますが、労働力率（生産年齢人口における労働力人口の割合）は県平均と比較し低い状況です。また、完全失業率も県平均と比較して若干高い状況です。厳しい雇用情勢の中、サポートが必要と考えられる若年者、高齢者、女性および障がい者の就業支援が求められています。

具体的な施策

施策 1 商業の振興

新庁舎を中心とした先導的都市拠点の形成、南部東道路整備などを踏まえた上で、市民および観光客の利便性も考慮した商業施設の立地を推進します。

- 市民および域外消費者を取り込んだ特色のある商業の展開

施策 2 企業立地の推進

さまざまな業種のさらなる振興と地域の活性化のために、事業所の適切な誘導および誘致を進めます。

- 都市計画マスタープランや土地利用計画に基づく適正な誘導
- 南城市にふさわしい魅力的な企業立地の推進

施策 3 経営支援

多くの小規模事業者の経営力を強化し、業績の向上と安定化を図ることで、産業の振興と良質な雇用の増加を実現します。

- 経営基盤の強化と安定化、商工会等の組織活動の支援
- 市産品の販路拡大や高付加価値商品の取り組みなど、新しい産業の創出に関する検討と支援
- 雇用確保や設備投資、起業などに関する支援

施策 4 労働環境

少子・超高齢社会の中で経済活力を維持していくため、労働力人口の減少を補う国の施策のもと、沖縄県と協力・連携を図りながら、地域雇用の拡充に努めていきます。

- 那覇公共職業安定所および南城市雇用創出サポートセンターなどを活用した就業支援
- 若年者や女性の就業に対する支援
- 高齢者や障がい者、生活困窮者の就業に対する支援

基本方針5

まちが整う

基本施策 1 道路の整備

市内外の移動をより便利にしていくには、合理的で効率の良い交通ネットワークを形成することが重要です。快適な道路環境を実現するため、関係機関への要請や各種調整を行っていきます。

現状と課題

○ 国道331号が海岸線沿いを囲むように通っており、那覇空港への直接アクセスなど、広域的な都市間連絡の軸となっています。また県道77号線（糸満与那原線）、県道48号線、県道86号線（南風原知念線）が本市の東西を結んでいます。

○ 市内の道路は地形的な制約から屈曲したものが多く、南北を往来するネットワークが十分ではありません。広域的な連携、交流を促進するため、広域幹線道路である南部東道路の早期整備促進と延伸による、高速交通体系の確立が必要と考えられます。

○ 合理的で便利な交通ネットワークを築くには、国道、県道をはじめとした関連計画と長期的な視野に基づき、道路網の整備を進める必要があります。

具体的な施策

施策 1 市道の整備

高齢者や障がい者を含めた歩行者や、外国人旅行者を含む観光客への配慮とともに、自然環境や景観にも配慮した市道の整備を進めます。

- 自然環境や歩行者に配慮した道路の整備
- 観光・交流を促進する道路の整備
- 市道の維持・補修管理の強化

施策 2 道路ネットワークの拡充

南部東道路を大動脈とした、利便性の高い交通ネットワークの形成を進めます。

- 幹線道路の環境整備・機能拡張の検討と推進
- 道路環境改善に関する要請活動の展開
- 市内環状道路ネットワークの形成

基本方針5
まちが整う

基本施策 2 公共施設の整備

市民の財産である公共施設を無駄なく活用していくことが重要です。市民ニーズに合った活用方法を検討し、整備や改修、修繕、廃止や転用を進め、公共施設の合理的な活用につなげます。

現状と課題

○ 本市では、公共施設の老朽化の問題が進展しています。10年後には全施設の約半分が築30年以上を経過するため、適切な維持・管理を行う必要があります。

○ 本市の公共施設は、その多くが合併前から整備が進められたものです。中には機能の重複するものもみられ、合理性の点からも、これらの建物の有効活用を図る必要があります。

○ 本市では、財政負担の軽減に向けて公共施設等の新設・更新・長寿命化・統合・廃止などを総合的に管理していく基本的な方針を定めているため、これに基づいて適切な対応をしていく必要があります。

○ 本市には各種公園が整備され、広く市民に利用されています。公園の管理や活用の手法などについては、市民参加や民間資本の活用など近年の動向を把握し、本市の実情を勘案しながら適宜、検討をしていく必要があります。

具体的な施策

施策 1 公共施設と公園の整備

さまざまな公共施設や公園およびそれらの設備を、市民のニーズに沿って整備・拡充し、公共施設の利便性向上を図ります。

- 公共施設と公園の設備や用具の整備による機能拡充と長寿命化
- 公共施設と公園の整備・更新・統廃合に関する検討
- 緑地や公園に関する規制緩和を活用した、施設整備等に関する検討

施策 2 公共施設と公園の管理

利用価値やサービスの向上と、運営費や維持費の軽減を両立できる、適切な管理や運営の手法を検討し、市民の満足度と地域の魅力を高める公共施設と公園にしていきます。

- 公共施設と公園の管理、運営に関する指定管理制度導入の推進
- 公共施設と公園の管理や活用における市民や事業者の参加に関する検討

基本方針5
まちが整う

基本施策 3 生活インフラの整備

交通、上下水道、ごみ処理施設など、市民生活の基盤である生活インフラを整え、生活環境の維持および向上を図ります。

現状と課題

○ 市内では、バス事業者3社によって16系統が運行されていますが、路線バスによる市内各地の結びつきが弱く、市内の移動が不便な状況になっています。

○ 交通弱者の生活の利便性向上や、最低限の移動手段確保および外出の促進、観光客の移動手段確保等を目的として、デマンドバスの運行をスタートしました。

○ デマンドバスには、運行スケジュールや乗車定員などに限りがあります。路線バスの拡充等によって移動しやすい利用環境を整備し、自立・持続可能な公共交通体系を構築するために、公共交通の再編を進めていく必要があります。

○ 本市では、都市計画区域の再編により住宅建設が進んでいます。今後も給水人口が増加し、使用水量が増えると予測されます。水道施設の老朽化が課題となっており、継続的な整備を行っていく必要があります。

○ 下水道は、公衆衛生の向上、生活環境の改善、海や河川の水質改善を図るため整備を進めています。しかし、整備が完了していない地域もあり、本市の地域特性にあった汚水処理施設等の整備促進と、接続率向上を推進する必要があります。

○ ごみの中間処理施設や最終処分場については、南部広域行政組合および構成市町と連携し広域で対応していく必要があります。

具体的な施策

施策 1 公共交通網の整備拡充

公共交通の再編によりバス路線の拡充を図り、中核地やまちの拠点を結ぶ交通網を整えます。

- 公共交通利用環境の整備
- 公共交通網の結節点の整備
- 結節点と市外へアクセスする幹線バスおよびまちの拠点を結ぶ支線バスの導入

施策 2 上下水道の拡充

上水道の老朽化対策を進めつつ、安全で安心な水の供給に務めます。下水道では、中城湾南部流域下水道と連携した公共下水道の処理区域拡大、農業集落排水および漁業集落排水などの汚水処理施設の整備を図ります。

- 上水道施設の適切な維持および管理
- 下水道（公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水）の整備促進および接続率の向上
- 下水道施設の適切な維持および管理
- 農業集落排水および漁業集落排水の機能強化と統廃合の検討

施策 3 適切なごみ処理

一般廃棄物処理基本計画にもとづき、南部広域行政組合および構成市町と連携し、ごみ処理事業を計画的に推進します。

- ごみの減量と適正処理の推進
- 環境に配慮したごみ処理施設の整備と、ごみの再資源化
- ごみ処理に関する広域連携の推進

基本方針5
まちが整う

基本施策 4 情報政策基盤の整備

子どもたちの教育、市民生活、観光を含む各種産業や行政サービスなどで活用が期待される、情報政策に関する基盤の整備を進めます。

現状と課題

○ 本市では超高速通信サービス整備事業を実施しており、久高島を除く市内全域に超高速通信サービスを提供することが可能となっています。

○ 超高速通信サービスによる効果や利便性のさらなる向上のため、行政、福祉、防災等の高度化へ向けた地域無線インフラが構築・活用されています。

○ 情報格差の解消を目的として、学校、図書館、市役所などを高速で接続する地域公共ネットワークを整備しています。このほか、新庁舎建設の時期に合わせて地域イントラネットの再構築を行う必要があります。

○ 地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上等を図る必要があるとともに、堅牢なデータセンターを活用することで、行政情報を保全し、災害・事故等発生時の業務継続を確保する必要があります。

○ 本市のホームページでは、市民のくらしやまちづくりなど、市民生活に役立つ情報の発信を行い市民の行政への参画を促しています。

具体的な施策

施策1 情報ネットワークの充実

市民の生活のみならず、教育や産業などあらゆる分野での活用が期待できる情報ネットワークの整備を進めていきます。

- 情報通信ネットワークの充実
- 南城市地域イントラネット基盤整備と、地域Wi-Fiネットワークの整備
- 情報セキュリティーの向上

施策2 ＩＣＴを活用した広報

ICT（※1）を活用した効率的な情報発信により、市民や観光客など、さまざまな人が本市の情報を利活用できる環境を作ります。

- インターネットを利用した行政情報の公開推進
- 広報誌やコミュニティーFM放送の充実と、多様な媒体による情報発信の仕組みづくり
- まちづくりに関する情報共有の仕組みづくり

※1 ICT（Information Communication Technology）：情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称。

施策3 国の情報化政策への取り組み

国が推進している施策の方向性を踏まえながら、本市における活用方策を検討し、行政事務の負担軽減や住民の利便性向上を目指します。

- 自治体クラウド（※2、※3）の整備
- マイナンバーカード・公的個人認証サービス等の利用範囲の拡大
- 新たなICT技術（IoT（※4）、AI（※5）、ビッグデータ（※6）等）の活用
- 官民データの利活用

※2 クラウド：クラウドコンピューティングの略。データを自分のパソコンなどではなく、インターネット上に保存する使い方、サービスのこと。

※3 自治体クラウド：自治体が外部のデータセンターで情報システムを管理・運用し、ネットワーク経由で利用する取り組み。

※4 IoT（Internet of Things）：「モノのインターネット」の訳。すべてのモノがインターネットにつながること。

※5 AI（Artificial Intelligence 人工知能）：学習・推論・認識・判断などの人間の知能を持たせたコンピューターシステム。

※6 ビッグデータ：インターネットの普及やコンピューターの処理速度の向上などに伴って生成される、大容量のデジタルデータのこと。

III 行財政改革

1. 効率的な行政運営の推進

多様化する市民ニーズや国・地方を通じた厳しい財政状況から、今後、多くの自治体が厳しい財政運営を迫られることが見込まれます。地方分権の進展と地域主権への移行により、地方自治体には、自らの判断と責任で、地域の特性を活かしたまちづくりの推進が求められています。

本市は歳入の多くを地方交付税などの依存財源に頼っています。2016（平成28）年度より、合併特例措置による普通交付税算定の特例期間が終了し、普通地方交付税が5年間をかけて段階的に削減されています。また、高齢化などの影響に伴う社会保障関係費の増大による歳出の増加など、今後、厳しい行財政運営が強いられると予想されます。

これらの状況を踏まえ、下記のような取り組みが求められています。

- 一部事務組合、協議会等広域行政の充実
- 新たな行政需要や課題への広域的な協力体制の構築
- 関係機関等との連携・助言・協力体制づくり
- 自治体運営の見直しや組織機構改革等による行政組織の再構築
- 施策・事業実施への体系的な仕組みづくり
- 事務事業の評価・見直し
- 計画的な事務事業の推進
- 財源の安定確保
- 計画的な財政運営と財源配分の重点化

2. 柔軟で効率的な行政組織の構築

本市が市民の信頼をさらに高め、多様化する市民ニーズへ的確に応えつつ、時代の変化に対応した持続可能な自治体運営とまちの発展を実現するには、効率性や効果性を重視した自治体経営の推進が重要です。

このためには、職員定数の適正化を図っていく中で、今後も継続して事務事業の効率化を推進し、迅速な意思決定と効率的な業務遂行を目的とした柔軟な組織体制の構築、民間活力の積極的な導入等、総合的な改革が求められます。

- 職員定数の適正化
- 事務事業の効率化
- 効率的で柔軟な組織体制の構築
- 民間活力の積極的な導入

3. 職員の意識改革と人材育成

時代と地域の変化に対応しながら、適切で質の高い行政サービスを提供していくために、職員の意識改革と一層の能力開発を図る必要があります。

そのためには、優秀な人材の確保に向けた多様な職員採用試験方法の検討・実施、職員の政策形成能力や問題解決能力などを向上させるため、種々の研修機会の提供、人事評価制度を活用した効果的な人事管理と人材育成を推進します。

- 職員採用試験方法の検討・実施
- 職員研修の充実
- 職員による自己研鑽の推奨
- 能力開発とキャリアパス形成を考慮した人員配置の実施
- 効果的な人事評価制度による人事管理と人材育成の推進

参考資料

1．関連データ

（1）人口

◆南城市年齢３区分別人口（各年12月31日時点） 出典：市民課住民基本台帳 単位：人

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
0～14歳	6,856	6,672	6,645	6,586	6,561	6,582	6,630
15～64歳	26,277	26,072	25,778	25,698	25,765	25,874	25,882
65歳以上	7,626	7,921	8,118	8,309	8,388	8,387	8,322
総数	40,759	40,665	40,541	40,593	40,714	40,843	40,834

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
0～14歳	6,741	6,890	6,939	7,119	7,225	7,395
15～64歳	25,913	25,931	25,912	25,961	25,944	25,744
65歳以上	8,651	8,967	9,330	9,755	10,073	10,522
総数	41,305	41,788	42,181	42,835	43,242	43,661

◆佐敷地域年齢３区分別人口（各年12月31日時点） 出典：市民課住民基本台帳 単位：人

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
0～14歳	1,996	1,934	1,894	1,849	1,786	1,734	1,707
15～64歳	7,440	7,448	7,403	7,370	7,346	7,297	7,259
65歳以上	2,102	2,193	2,241	2,285	2,306	2,299	2,268
総数	11,538	11,575	11,538	11,504	11,438	11,330	11,234

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
0～14歳	1,653	1,732	1,738	1,791	1,754	1,773
15～64歳	7,151	7,386	7,355	7,324	7,278	7,225
65歳以上	2,363	2,523	2,641	2,746	2,844	3,002
総数	11,167	11,641	11,734	11,861	11,876	12,000

◆知念地域年齢３区分別人口（各年12月31日時点） 出典：市民課住民基本台帳 単位：人

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
0～14歳	834	828	788	769	737	729	713
15～64歳	3,654	3,600	3,453	3,357	3,359	3,316	3,303
65歳以上	1,283	1,321	1,343	1,364	1,368	1,354	1,341
総数	5,771	5,749	5,584	5,490	5,464	5,399	5,357

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
0～14歳	696	676	650	625	635	637
15～64歳	3,253	3,105	3,078	2,980	2,866	2,765
65歳以上	1,397	1,396	1,429	1,472	1,511	1,548
総数	5,346	5,177	5,157	5,077	5,012	4,950

◆玉城地域年齢３区分別人口（各年12月31日時点）　出典：市民課住民基本台帳

単位：人

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
0～１４歳	1,865	1,851	1,895	1,935	1,957	2,017	2,073
１５～６４歳	7,082	6,968	6,952	6,974	7,038	7,178	7,221
６５歳以上	2,226	2,302	2,347	2,394	2,419	2,421	2,401
総数	11,173	11,121	11,194	11,303	11,414	11,616	11,695

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
0～１４歳	2,135	2,103	2,102	2,115	2,158	2,207
１５～６４歳	7,261	7,157	7,136	7,122	7,081	6,968
６５歳以上	2,477	2,523	2,592	2,682	2,753	2,849
総数	11,873	11,783	11,830	11,919	11,992	12,024

◆大里地域年齢３区分別人口（各年12月31日時点）　出典：市民課住民基本台帳

単位：人

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
0～１４歳	2,161	2,059	2,068	2,033	2,081	2,103	2,137
１５～６４歳	8,101	8,056	7,970	7,997	8,022	8,083	8,099
６５歳以上	2,015	2,105	2,187	2,266	2,295	2,311	2,312
総数	12,277	12,220	12,225	12,296	12,398	12,497	12,548

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
0～１４歳	2,257	2,379	2,449	2,588	2,678	2,778
１５～６４歳	8,248	8,283	8,343	8,536	8,719	8,786
６５歳以上	2,414	2,525	2,668	2,855	2,965	3,123
総数	12,919	13,187	13,460	13,979	14,362	14,687

（２）雇用・産業

◆労働力の状況（2015年）　出典：2015年国勢調査

15歳以上人口[1)]	労働力人口			非労働力人口	労働力率(%)[2)]	非労働力率(%)[2)]	完全失業率(%)
	総数	就業者	完全失業者				
34,910	19,903	18,617	1,286	14,033	58.6	41.4	6.5

１）労働力状態「不詳」を含む。

２）割合の計算の際には、分母から不詳を除いている。
労働力率(%)　＝ 労働力人口 ÷ 15歳以上人口 × 100
完全失業率(%) ＝ 完全失業者 ÷ 労働力人口 × 100

◆市民が就業する産業　出典:国勢調査

単位：%

産業分野	2010年	2015年
医療, 福祉	14.2	16.2
卸売業, 小売業	14.9	14.1
建設業	10.9	10.9
農業, 林業	10.3	8.5
サービス業(他に分類されないもの)	6.5	6.9
製造業	6.7	6.4
運輸業, 郵便業	6.3	5.7
宿泊業, 飲食サービス業	5.7	5.4
公務(他に分類されるものを除く)	5.2	5.1
教育, 学習支援業	4.3	4.8
生活関連サービス業, 娯楽業	3.9	3.9
学術研究, 専門・技術サービス業	2.4	2.6
分類不能の産業	2.2	2.5
情報通信業	1.5	1.8
金融業, 保険業	1.4	1.4
不動産業, 物品賃貸業	1.1	1.4
複合サービス事業	1.0	1.2
漁業	1.0	0.7
電気・ガス・熱供給・水道業	0.4	0.5
鉱業, 採石業, 砂利採取業	0.05	0.03

◆女性の年齢階級別労働力率(2015年)　出典:2015年国勢調査

単位：%

	全国	沖縄県	那覇市	南城市
15～19歳	14.7	13.7	13.7	13.2
20～24歳	69.5	68.7	68.6	65.6
25～29歳	81.4	81.4	82.8	83.6
30～34歳	73.5	77.9	78.0	78.2
35～39歳	72.7	77.5	76.1	82.4
40～44歳	76.0	78.4	76.4	80.6
45～49歳	77.9	77.1	76.7	77.8
50～54歳	76.2	74.4	73.5	74.4
55～59歳	69.4	68.0	67.8	69.7
60～64歳	52.1	49.9	50.8	50.9
65～69歳	33.8	31.8	33.5	29.5
70～74歳	19.9	16.5	17.1	16.2
75～79歳	11.6	8.1	7.9	7.3
80～84歳	6.2	4.6	4.8	3.5
85歳以上	2.5	1.8	2.2	0.9

◆南城市内居住者の通勤先

出典:国勢調査

単位：人

	2010年	2015年
那覇市	2,940	3,367
南風原町	1,239	1,297
与那原町	775	862
西原町	742	905
浦添市	682	760
宜野湾市	225	299
糸満市	591	771
豊見城市	564	735
うるま市	89	138
八重瀬町	533	705
沖縄市	159	180
中城村	103	145
北中城村	27	43
北谷町	33	42
嘉手納町	29	25
読谷村	9	12
金武町	6	7
恩納村	6	14
名護市	33	29
本部町	4	2
今帰仁村	1	0
東村	2	0
大宜味村	0	2
宜野座村	0	1
国頭村	0	1

◆市内の事業所数・従業者数(2016年)

出典:2016年経済センサス活動調査　事業所に関する統計

産業大分類		事業所数	従業者数(人)
A～B	農林漁業	19	209
C	鉱業, 採石業, 砂利採取業	1	6
D	建設業	133	918
E	製造業	110	1,348
F	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-
G	情報通信業	5	19
H	運輸業, 郵便業	74	403
I	卸売業, 小売業	329	1,680
J	金融業, 保険業	6	53
K	不動産業, 物品賃貸業	34	66
L	学術研究, 専門・技術サービス業	31	86
M	宿泊業, 飲食サービス業	174	849
N	生活関連サービス業, 娯楽業	117	514
O	教育, 学習支援業	76	357
P	医療, 福祉	130	2,399
Q	複合サービス事業	14	132
R	サービス業(他に分類されないもの)	110	583

◆主要観光地入域者数　出典:観光商工課

単位：人

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
久高島	44,646	50,103	46,451	49,909	58,186	65,733
斎場御嶽	365,337	438,068	419,022	409,481	445,782	471,991
あざまサンサンビーチ	64,951	68,451	60,646	56,586	56,516	57,768
糸数アブチラガマ(糸数壕)	118,745	109,917	111,213	108,480	108,670	100,756
総数	593,679	666,539	637,332	624,456	669,154	696,248

2．計画策定体制

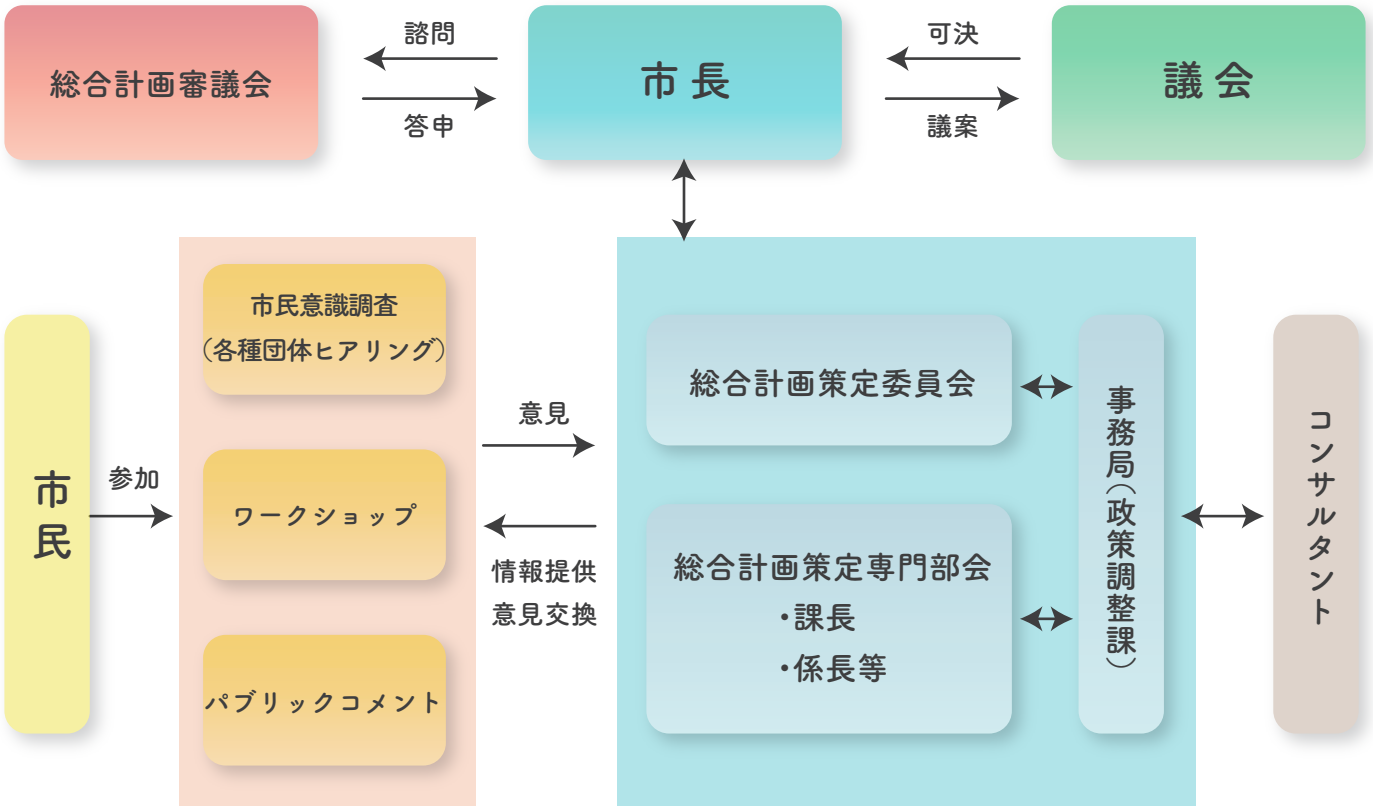
総合計画審議会
諮問
答申
市 長
可決
議案
議 会
市民
参加
市民意識調査
（各種団体ヒアリング）
ワークショップ
パブリックコメント
意見
情報提供
意見交換
総合計画策定委員会
総合計画策定専門部会
・課長
・係長等
事務局（政策調整課）
コンサルタント

3．南城市総合計画策定方針

1 策定の趣旨

南城市は、平成20年を初年度とし、平成29年度を目標年次とする「第1次南城市総合計画」において、「海と緑と光あふれる南城市」を将来像に掲げ、市民が誇りと一体感を感じられるまちづくりを推進してきました。

我が国は、本格的な人口減少社会にあるなか、南城市は、土地利用計画の変更に伴い人口が増加してきました。しかし今後は、人口減少局面に入ることが予想されています。また、南部東道路の着工、新庁舎周辺への中核地形成などまちづくりを取り巻く状況が大きく変化しています。

本市の特性（強み）を活かした持続可能なまちづくりを進めるため、本市の10年後のあるべき姿を描き、その実現のための政策をまとめ、まちづくりの指針となる「第2次総合計画」を策定するものです。

2 基本的な視点

(1) 第1次総合計画を反映した計画づくり

第1次総合計画の実行により、本市の目指す方向にどれだけ近づいたかが把握できるよう適切な事業評価を行います。その進捗や目標の達成度合いを踏まえ新たな将来像を描き、その実現に向けた計画を策定します。

(2) 市民協働で分かりやすい計画づくり

市民と市が共に考え、それぞれの役割を持ち、まちづくりを行うことが求められています。計画策定段階では、市民に対し積極的に情報提供を行い、また、市民意識調査やワークショップから得られた市民の視点を計画に盛り込みます。わかりやすい言葉遣いや表現を用い、広く市民に浸透する計画を策定します。

(3) 社会状況の変化に対応できる計画づくり

少子高齢化の進展や人口減少に伴う都市間競争の本格化、また、教育改革や情報化社会の進展など、変遷する社会状況を把握し、将来のさまざまな状況を見据え、柔軟に対応できる計画を策定します。

(4) 持続可能な都市経営につながる計画づくり

人口減少等により財政状況も厳しくなっていくと見込まれ、これまで以上に産業の活性化が重要となってきます。本市における新たな開発、本市の有する資源の活用なども考慮しながら、産業の活性化を図り、税収の増加など歳入の確保を図り、財政の健全性を保てる計画を策定します。

４．第２次総合計画の策定経過

◆ 2017（平成29）年

実施日時	実施内容
5月24日	第1回 南城市総合計画策定委員会
6月15日	市民意識調査
6月21日	市民意識調査
6月22日	市民意識調査
6月29日	市民意識調査
7月4日	第1回 南城市総合計画審議会　委嘱状交付
7月10日	総合計画策定部会（総務財政部会）
7月11日	総合計画策定部会（産業建設部会）
7月12日	総合計画策定部会（教育観光部会）
7月13日	総合計画策定部会（健康民生部会）
7月19日～21日	第2次南城市総合計画中学生アンケート
7月22日	第1回 総合計画策定ワークショップ 「南城市を知ろう」
7月26日	市民意識調査
7月27日	市民意識調査
7月28日	市民意識調査
7月31日	市民意識調査
8月22日	第2回 総合計画策定ワークショップ 「残すところ、変えるところ」
8月24日	第2回 南城市総合計画策定委員会
8月27日	第3回 総合計画策定ワークショップ 「課題の設定」
8月31日	第2回 南城市総合計画審議会
9月23日	第4回 総合計画策定ワークショップ 「基本構想をチェックしよう」
10月24日	議会全員協議会
11月27日	総合計画策定部会（総務財政部会）
11月29日	総合計画策定部会（観光教育部会、健康民生部会）
11月30日	総合計画策定部会（産業建設部会）
12月19日	議会予算・決算特別委員会　基本構想・基本計画審査

◆ 2018（平成30）年

実施日時	実施内容
1月9日	第3回 総合計画審議会
1月10日	第3回 総合計画策定委員会
1月12日	議会予算・決算特別特別委員会　基本計画審査
1月17日	第4回 総合計画策定委員会
1月24日	第4回 総合計画審議会
1月31日	第5回 総合計画策定委員会
1月29日～2月9日	パブリックコメント
2月20日	第2次南城市総合計画（案）に関する答申
3月8日	議会・予算・決算特別委員会　基本構想・基本計画審査会
3月26日	3月議会定例会本会議で第2次南城市総合計画議決

5．諮問・答申

南企政第１６５号
平成29年７月４日

南城市総合計画審議会
会長　港 川　猛　様

南城市長　古 謝　景 春

第2次南城市総合計画の策定について（諮問）

南城市総合計画を策定するにあたり、南城市総合計画審議会規則（平成19年3月15日規則第3号）第２条の規定により、第２次南城市総合計画について貴審議会の意見を求めます。

平成30年２月20日

南城市長　瑞慶覧　長敏　様

南城市総合計画審議会
会長　港 川　猛

第2次南城市総合計画の策定について（答申）

平成29年７月４日付け南企政第165号で諮問のあった第２次南城市総合計画の策定について、審議の結果を添付のとおり答申します。

なお、計画の推進にあたっては、本答申及び審議過程で各委員から出された意見を尊重し、下記の点に配慮されるよう要望します。

記

1. 市民との協働のまちづくりを推進するため、本計画を広く市民に周知し、市民の理解と協力を得て本計画を推進して頂きたい。

2. 本計画を着実に実行するには迅速かつ効果的な施策の推進が重要となるため、関連部署はもとより、市内外の関係団体等との連携をより一層強化し取り組んで頂きたい。

3. 南城市を取り巻く社会情勢や多様化する市民ニーズへ的確に応えつつ、時代の変化に対応した持続可能な自治体運営、効率性や効果性を重視した自治体経営の推進に努めて頂きたい。

6．南城市総合計画審議会規則

平成19年3月15日
規則第3号
改正　平成25年3月29日規則第27号

（趣旨）
第1条　この規則は、南城市附属機関に関する条例（平成18年南城市条例第22号）第3条の規定に基づき、南城市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）
第2条　審議会は、市長の諮問に応じ、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための新たな基本構想及び基本計画の策定について調査審議する。

（組織）
第3条　審議会は、委員16人以内で組織する。
2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
（1）知識経験者
（2）関係行政機関の職員
（3）公共的団体の役員
（4）市教育委員会の委員
（5）市農業委員会の委員
（6）その他市長が認めた者

（任期）
第4条　委員の任期は、総合計画策定の日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）
第5条　審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選でこれを定める。
2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第6条　審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。
2　審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
3　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）
第7条　審議会に特定の事項について調査するため部会を置くことができる。

（資料の提出）
第8条　審議会は、必要に応じ市に資料の提出を求めることができる。

（庶務）
第9条　審議会の庶務は、企画部政策調整課において処理する。

（平25規則27・一部改正）
（補則）
第10条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則
この規則は、平成19年3月29日から施行する。

附　則（平成25年3月29日規則第27号）
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

7．南城市総合計画審議会委員名簿

役職	種別	氏名
会長	市農業委員会の委員（会長）	港川　猛
副会長	公共的団体の役員（観光協会）	宮城　源幸
委員	知識経験者	屋比久　勉
委員	知識経験者	新城　安浩
委員	知識経験者	小島　肇
委員	関係行政機関の職員（副市長）	具志堅　兼栄
委員	公共的団体の役員（青年連合会）	石原　亮栄
委員	公共的団体の役員（女性会）	新垣　節
委員	公共的団体の役員（商工会）	潮平　隆
委員	公共的団体の役員（区長会）	砂川　均
委員	市教育委員会の委員（教育長）	山城　馨
委員	公募委員	知念　秀和
委員	公募委員	田崎　さゆり
委員	公募委員	渡慶次　昇
委員	公募委員	熊谷　美喜子

8．南城市総合計画策定委員会規定

平成18年6月8日
訓令第52号
改正　平成19年3月30日訓令第3号
平成25年3月19日訓令第18号
平成27年3月27日訓令第15号

（設置）
第1条　本市の総合計画策定事務を円滑にするため、南城市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（審議事項）
第2条　委員会は、総合計画に関する調査、研究及び受注業者との連絡調整を行うとともに、次に掲げる事項について審議する。
（1）基本構想に関すること。
（2）基本計画に関すること。
（3）その他特に市長が命じたこと。

（組織及び任期）
第3条　委員会は、副市長、教育長、総務部長、企画部長、市民部長、福祉部長、土木建築部長、農林水産部長、上下水道部長、教育部長、議会事務局長でもって組織する。
2　委員会の会長に副市長、副会長に教育長をもって充てる。
3　委員の任期は、総合計画策定の日までとする。

（平19訓令3・平25訓令18・平27訓令15・一部改正）
（部会）
第4条　委員会に総務財政部会、教育観光部会、産業建設部会、健康民生部会を置く。
2　部会の構成は別表のとおりとし、部会長、部副会長は部会委員の互選とする。

（会議）
第5条　委員会及び部会は、必要に応じ会長及び部会長が招集する。

（庶務）
第6条　委員会及び部会の庶務は、企画部政策調整課において処理する。

（平25訓令18・一部改正）
（関係職員の協力義務）
第7条　職員は、総合計画の策定に関して、意見又は資料の提供その他協力を求められたときは、これに応じなければならない。

附　則
この訓令は、平成18年6月12日から施行する。

附　則（平成19年3月30日訓令第3号）
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附　則（平成25年3月19日訓令第18号）
この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附　則（平成27年3月27日訓令第15号）
この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）（平27訓令15・全改）

総務財政部会	総務課長、財政課長、会計課長、税務課長ほか職員若干名
教育観光部会	教育総務課長、教育施設課長、教育指導課長、文化課長、まちづくり推進課長、観光商工課長ほか職員若干名
産業建設部会	産業振興課長、都市建設課長、田園整備課長、施設整備課長、水道課長、下水道課長ほか職員若干名
健康民生部会	健康増進課長、国民年金課長、社会福祉課長、生きがい推進課長、児童家庭課長、市民課長、生活環境課長ほか職員若干名

９．南城市総合計画策定委員会委員

役職	所属	氏名
会長	副市長	具志堅　兼栄
副会長	教育長	山城　馨
委員	総務部長	玉城　勉
委員	企画部長	知念　哲雄
委員	市民部長	城間　みゆき
委員	福祉部長	仲里　康治
委員	土木建築部長	森山　紹司
委員	農林水産部長	屋我　弘明
委員	上下水道部長	照喜名　強
委員	教育部長	當眞　隆夫
委員	議会事務局長	新垣　聡

第２次南城市総合計画

制作　沖縄県南城市
所在地　〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地
電話　098 - 917 - 5309
URL　http://www.city.nanjo.okinawa.jp/
編集　企画部政策調整課
発行　平成30年3月